

札幌の建物

～カルチャーナイト 2018 の展示を通して～

札幌市公文書館職員 榎本 洋介
札幌市公文書館専門員 谷中 章浩
佐々木 瑠美
小黒 七葉
池田 茜
蔵満 和泉
柏倉 綾

はじめに

開拓使により道都札幌の建設が開始して以来、開拓使の本庁舎、清華亭、豊平館、旧北海道庁庁舎、札幌市資料館（旧控訴院）、札幌区役所庁舎、札幌市役所庁舎、公会堂などが造られた。それらは、札幌軟石やレンガなどを利用するなど資材の特徴、建物に塔があるという外形の特徴、市民が様々なイベントで集うなど利用についての特徴を持っている。

これらの建物の特徴を捉えて平成 30（2018）年 7 月 20 日のカルチャーナイトのために展示を作成した。

第 1 部では、「札幌の建物」と題して、札幌に現存する、あるいはかつて存在した建物について論ずる。「札幌の建物」を紹介すると一口に言っても、実際には様々な視点や切り口が存在するが、本展示では「建築素材」「建物の持つ権威性」「人々が集う施設」という 3 つの視点から論じた。

第 2 部では、旧札幌控訴院を取り上げ、札幌市公文書館が所蔵する特定重要公文書『旧札幌控訴院工事関係資料』のうち建築図面の整理作業から判明した事やその建築図面からわかる建物外観、内装の意匠や、現存しない建物部分について論じた。

以下に展示の趣旨パネルにある各展示の意図を紹介する。

まず「建築素材からみた札幌の建物」では、第 1 に建物自体がどういった建築素材で建てられ、またその建材にはどういった意味があるのかといった視点から論じる。

「札幌の建物」といえば、札幌軟石を建材とした建物やレンガを建材とした建物が代表と考えられる。札幌軟石とは、南区石山から産出された凝灰岩である。同じ石造建築でも、札幌軟石以外にも「二俣硬石」（上磯町、現北斗市）、「登別中硬石」（登別市）も利用されている。さらにまた札幌には白石区内や江別市などで生産されたレンガを利用した建物などもあった。

明治 40（1907）年、札幌は大火にあい、その後、札幌区役所は火災に強い石造やレンガ造の建築を奨励した。そのため札幌では石造やレンガ造の建物が増えた。この展示に際しては、札幌の軟石造の代表的な建築を 2 つ、レンガ造は 3 つ取り上げた。

次に「建物の持つ権威性」では、建物の持つ意味として権威性をまとっている建物について官と民といった建築者の立場と絡めて論じる。

明治 2（1869）年の開拓使設置以降、官公庁の建物は数々造られた。明治末から昭和初めには、官・民を問わず、堅牢で塔を持つ建築物がうまれた。一般的に塔やドーム、入口の形などは国の権威を示すものと考えられていた。しかし今井呉服店や北海タイムス社屋のように、民間であっても同様な建物がつくられている。その意味について考察した。

第 3 に「人々が集う施設」では、札幌市民が余暇を過ごすための文化施設についてその誕生から現在までを論じる。

明治の初期から後期にかけて札幌には自由に人を集め集会を開くことが出来るような公の施設はなく、寺や劇場・映画館などがその役割を果たしていた。やがて市民たちの間に「集会をするための建物」を求める声が高まってきた。

札幌市では豊平館を公会堂として活用したことが公的な「市民が集うための建物」の始まりであった。しかし、豊平館は集会場としては規模が小さく、「公会堂」として不十分と考えられた。大正初期には北海道の首都たる札幌に相応しい「公会堂」の建築を求める声が上がりはじめ、その結果、大正6（1917）年には公会堂の建設が決定し、昭和2（1927）年に完成した。公会堂建設へ向けての思いを紹介する。

そしてこのような市民の熱い思いは、市民会館などをへて、現在でも札幌コンサートホール Kitara、つどいむ、札幌ドーム、市民ホール、そして平成30（2018）年10月にオープンした札幌市民交流プラザへと受け継がれていく。

第4に「旧札幌控訴院（札幌市資料館）」では、札幌を代表する歴史的建築物である旧札幌控訴院（札幌市資料館）について取り上げる。旧札幌控訴院は札幌軟石を建材とした代表的な建築物で、元々は裁判所という国の権威を示す建物でありながら、現在は市民や観光客に親しまれる建物として、時代と共に建物の機能が変わっていった。

当館で所蔵している特定重要公文書『旧札幌控訴院工事関係資料』のうち建築図面について、また、建物の特徴を示す図面や職階の差を示す各部屋の意匠や家具の違いなどについて考察する。当館の専門員が2度行った資料整理とその過程でわかってきた資料としての図面の特徴や資料の構造を考察する。また各部屋の入り口の意匠や階段の鏝（かざり）、部屋の中で利用された家具の特徴、今は残っていない控訴院の西側にあった施設を紹介する。

以下に個々の展示作成者が自分の研究活動や興味などを論ずる。

（榎本 洋介）

第1部 札幌を彩る建物 ～建築素材・権威性・公共文化施設の視点から考える～

1. 建築素材に見る札幌の建物

1. 1 はじめに

本章では、建築素材という視点から札幌の建物を論じる。すなわち、札幌の建物に特徴的な建築素材に焦点を当てて論じることとなる。そこで札幌に特徴的な建築素材として本章筆者が思い浮かべたのは、積雪地として建物の堅牢性を求められる石造建築である。札幌では石切山（現在の南区）で札幌軟石が採掘でき、またレンガも明治10年代から札幌区内及び近隣で生産され、ともに建築素材として使用されてきた。こうした札幌軟石造・レンガ造の建物は、現代においても現存する。また、本稿後半（第2部）で大きく取り上げる旧札幌控訴院は大正モダニズム建築によく見られる鉄筋コンクリート造を一部で採用しながらも、外壁には札幌軟石とレンガを組み合わせて用いた組石造の建築であり、素材面からも興味深い。こうした札幌軟石造・レンガ造の建築が素材面において札幌に特徴的な建築であろうと考え、それぞれの建材が特徴的に使用されている建築物について、当館所蔵資料を活用しながら、建築素材を切り口として紹介することを本章における展示テーマとし、2節構成の展示パネルを制作した。

軟石やレンガを建築素材の主体とした、いわゆる組石造の建築は、明治期から大正末年までがその主要な期間となっている。その理由として、当初は耐火建築としての意義が認められていたが、大正12（1923）年の関東大震災をきっかけとして、大規模建築への適用は建築禁止に近い法規制を

受けたことが挙げられる¹。したがって、今に残る大規模な軟石・レンガ造建築を紹介することには展示としても一定の意義があると考える。

なお、本章において本文もしくは注に記載のない写真は、本章筆者撮影による。

1. 2 軟石造の建物

1. 2. 1 展示のテーマ

本節の展示において中心となる視点は、札幌軟石という建築素材である。そこで、建物そのものの存在や建築の背景など周辺知識も紹介することを考慮しつつ、札幌軟石という建築素材の持つ重厚さや近代洋風建築の雰囲気や視覚的に理解できる展示とすることを本節の中心テーマとした。そのテーマを実現するため、建物の全体が分かる外観画像を見せ、その外観写真も後述するように既に存在しない札幌郵便局を取りあげて、できるだけ竣工後間がない時期の写真を用いて建築当時の時代感を出すことで、現在では作り得ない大規模な軟石造建築の雰囲気を伝えることを目標とした。加えて、本章第3節第1項でも述べるが、今回建築素材から見た札幌の建物を紹介するにあたり、レンガ造建築で紹介する建物も全て「官」の建築に統一することで、本章で紹介する建物全体の統一感を与えることを狙いとした。

また、建築素材を切り口にするにあたって、普段の日常生活においてはなかなか素材までは意識されないであろうことを想定し、建築素材に関するコラム的な要素を加えることで、素材そのものにも興味を持ってもらうことも狙いとした。

1. 2. 2 「札幌軟石」と札幌の軟石造建築

札幌の石材として市民が思い浮かべるものの代表格は、札幌軟石ではないだろうか。札幌軟石は、4万年前に支笏湖ができた時の火山活動で流れ出した火砕流の堆積物が固まった石材で、柔らかく加工しやすいのが特徴であり²、札幌市南区で産出される石材である。

札幌において、軟石造の建物は前述の通り明治大正期を中心に建築された。その中でも官の建物としては明治大正期の大規模な洋風近代建築が中心となっている。また民間の建物としてはたまねぎ倉庫を代表とする倉庫建築が昭和期あたりまで建てられた。

これらの建物の内、大規模な近代洋風建築については札幌市内にも現存するものはほとんどないが、その中でも現在札幌市資料館として活用されている建物は旧札幌控訴院として、現在でいう高等裁判所の機能を果していた。札幌の軟石造近代洋風建築としての代表格といえる建物であるため、展示で取り上げた。

次に、現存してはいないが、明治43(1910)年から昭和37(1962)年まで長期にわたって市民に親しまれた先代の札幌郵便局は、旧札幌控訴院より若干竣工年代が古いものの軟石造の大規模な近代洋風建築であり機能的にもいわゆる「官」の建築であること、また建物の規模についても旧札幌控

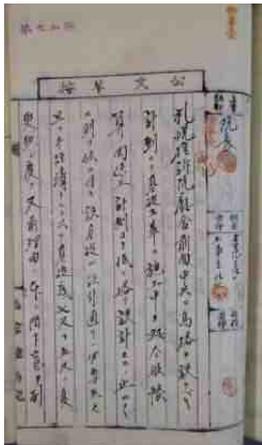
¹ 市街地建築物法施行令(大正9(1920)年9月30日公布、同年勅令第438号)では、第五条においてレンガ建築物及び石造建築物の高さの限度を高さ65尺(約20m)と当初定められていたが、関東大震災後の大正13(1924)年6月10日改正(同年勅令第152号)で高さ42尺(約13m)に変更されたことにより、事実上組石造による大規模建築が不可能となった。

² 札幌市教育委員会編『新札幌市史』第一巻通史一(札幌市、1989、64-65頁)。

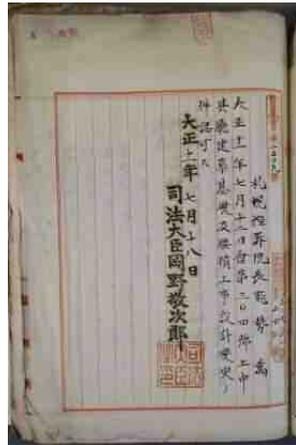
訴院と比較的近いため、旧札幌控訴院とあわせて見ることで軟石造の建築に対する理解が深まると考え、展示で取り上げた。

この2棟を、軟石という素材を中心的な視点として紹介することで、展示を構成した。

旧札幌控訴院は、大正15(1926)年竣工の建物であり、外観は札幌軟石造であるが2階床などに鉄筋コンクリートが用いられるなど近代的な手法も取り入れられている。本展示制作のために中心的な資料として用いた、当館所蔵の特定重要公文書「旧札幌控訴院工事関係資料」に含まれる図面には³、建物の断面図(基礎の仕様変更を指示する図面)が含まれている。この仕様変更は、予算削減に伴う塔屋の高さ変更(低減)に拠るものであり、同資料に含まれる簿冊「大正十一年会計記録」【図1、2】にも、そのことが記されている。この図面を見ると、外観表面は札幌軟石だが、その裏にはレンガが組み合わされているという特徴的な石組みがなされていることが分かった。さらに、同資料に含まれる簿冊から、レンガと軟石はモルタルで接着されていることも分かった。これはレンガ面で凹凸を出して軟石と噛み合わせることで、外壁の組石の堅牢性を増す効果を生むためと考えられる。さらに、旧札幌控訴院の外壁には札幌軟石以外にも、札幌硬石、二俣硬石⁴、登別中硬石などの石材も使われていること、屋根はスレート葺きであったこと、などを同資料に含まれる簿冊により知ることができた。



【図1】「大正11年会計記録」より、仕様変更の記述



【図2】「大正11年会計記録」より、仕様変更の認可

1、2】にも、そのことが記されている。この図面を見ると、外観表面は札幌軟石だが、その裏にはレンガが組み合わされているという特徴的な石組みがなされていることが分かった。さらに、同資料に含まれる簿冊から、レンガと軟石はモルタルで接着されていることも分かった。これはレンガ面で凹凸を出して軟石と噛み合わせることで、外壁の組石の堅牢性を増す効果を生むためと考えられる。さらに、旧札幌控訴院の外壁には札幌軟石以外にも、札幌硬石、二俣硬石⁴、登別中硬石などの石材も使われていること、屋根はスレート葺きであったこと、などを同資料に含まれる簿冊により知ることができた。

札幌郵便局については、その前の郵便局が明治40(1907)年の大火で消失したため、不燃質の建材を用いた建築を奨励していた札幌区の意図にならい、明治43(1910)年に軟石造で再建された。また、軟石造ではあるが、木造仮庁舎の骨組みを生かした木骨石造という構造になっていることが分かった⁵。札幌郵便局は大通2丁目にあったが、当時大通公園の北側約3分の1にはみ出す形で建てられていた。そのためか、昭和20年代の一時期には、大通1・2丁目は部分的に道路やバスセンター、車庫などとして使用され、公園としては扱われないこともあった⁶。

1. 2. 3 軟石造建築の展示作成



【図3】札幌控訴院(昭和11年)

旧札幌控訴院は、元々は現在でいうところの高等裁判所の役目を担った、いわゆる「官」の建築である。市内に現存する札幌軟石造の建築物としては大ぶりであることや現札幌市資料館として地名度が高いことに加え、展示後半で大きく取り上げられる当館所蔵の旧札幌控訴院図面紹介への導入としての意味も込

³ 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書『旧札幌控訴院工事関係資料』(登録番号2015-0709)。

⁴ 二俣硬石は道南の旧上磯町(現在の北斗市)産。

⁵ 明治40(1907)年消失後の札幌郵便局の諸機能のうち、郵便課については明治43(1910)年の新庁舎落成まで時計台が仮庁舎として使用された。他の諸機能については、大通西2丁目(明治43年建築の札幌郵便局の位置)に木造(後に一部石造)の仮庁舎を建て、順次一時的に仮庁舎に入った。

⁶ 北海道近代建築研究会編『札幌の建築探訪』(北海道新聞社、1998(2001)、135頁)。

めて、展示では大きく取り上げた。

外観写真は建築年代に比較的近い建物の外観を写した資料として『札幌市写真帖』（昭和 11（1936）年刊）から【図 3】を引用した。外観写真の説明書きでは階段や 2 階（床）が鉄筋コンクリートであり屋根がスレート葺きである、といった素材を中心とした視点から旧札幌控訴院を概説した。外観写真については、軟石の重厚さや時代感を出すという狙いを実現する上でこの写真の選択は適切であったと考えるが、建物それ自体の重厚さを伝えるためには写真をより大きく示したほうが効果的であったかもしれない（これは札幌郵便局の写真でも同様である）。



【図 4】基礎部分の外壁断面図面（地上部分でレンガと軟石が凹凸により噛み合わされていることがわかる）

を使った建物の多くに言えることであるが、必ずしも軟石だけを使っているわけではなく、窓受け部や軒下、土台部分など要所には硬石を使用していることが少なくない。旧札幌控訴院の建物もその例にもれず多様な石材を使用していることを示すことで、単なる軟石造建築と見える建物でも、使用している建材の多様性に気付かせる展示ができたと考える。

札幌郵便局の展示にあたっては、まず外観を旧札幌控訴院と同時代の建物として見せるため、同じ『札幌市写真帖』掲載の写真【図 6】を引用した。写真の解説文には単なる軟石造なのではなく木骨石造という構造であること、先代の郵便局庁舎が火災で焼失した経緯から耐火を意識した建築



【図 6】札幌郵便局（昭和 11 年）

内側のレンガと外側の軟石を噛み合わせた外壁については、前節で述べた図面【図 4】を提示して、噛み合わせの様子が分かるような説明を加えた。この図により、レンガと軟石を噛み合わせて建物の堅牢性を増す、旧札幌控訴院に特徴的な組石造建築を具体的に伝えることができたと思う。なお、図 4 中の赤線は基礎の仕様変更を示しているが、これは前節で述べたように建築途中の仕様変更により中央塔屋の高さが当初設計より低くなったことで、基礎部分に対しても仕様変更がなされたことによる。展示では仕様変更が行われたという事実のみ言及し、塔屋の高さ変更などの具体的な理由（予算の削減による）には触れなかった。

また、札幌軟石以外にも様々な石材を使っていることを示すため、正面玄関上のレリーフと「札幌控訴院」の文字が写っている当館所蔵写真【図 5】⁷を利用して、レリーフには二俣硬石が、文字には札幌硬石が使用されていることを説明した。札幌軟石



【図 5】旧札幌控訴院正面玄関上部

であることなど、素材面からの解説を記した。また解体されるまで 50 年の長きにわたって札幌市民に親しまれたということを書き、当時を覚えている方に対して記憶を呼び覚ましてもらう一助とした。しかし、木骨石造という構造を言葉では言い表したが、どのように木材の骨組みと軟石の壁面が組み合わされているのか

⁷ 札幌市公文書館資料登録番号：写真カード 17840.

という具体的な点には説明が行き届かなかった。当館所蔵資料に特定重要公文書『札幌郵便局本館新築仕様書』が存在するものの、展示パネルのスペースの関係もあり当該資料を活用した具体的な解説・提示ができなかった。

前述 2 棟の紹介に加え、素材に関するコラムを挿入し、普段建物を見る際に注目されづらい素材に対してより理解を深めてもらおうと心がけた。

具体的には、【図 7】のように旧札幌控訴院の建築の際に使用された石材の量と関連して、石材の単位

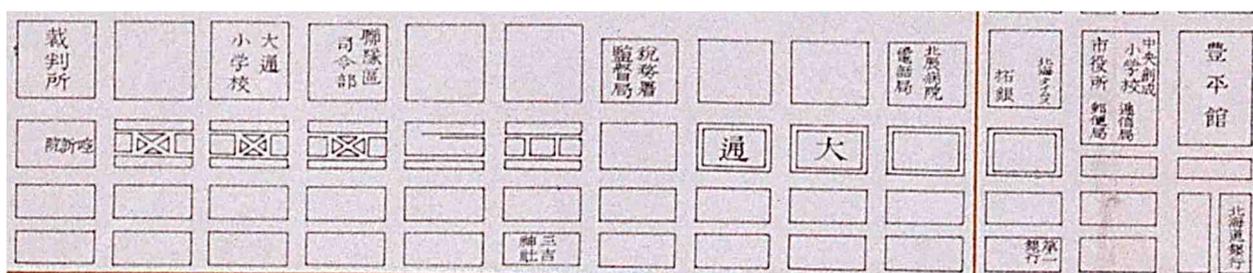
二股硬石	札幌軟石	札幌硬石	レンガ(焼過三等)
3,215.70 切	17,272.38 切	1.20 切	418,700 本
≒89.3 m ³	≒479.8 m ³	≒0.03 m ³	≒52756.2 m ³

※ 切(さい):石材の単位。一尺×一尺×一尺=一切。

【図 7】石材使用量の単位「切」について

について触れた。これにより、石材の単位として「切」を用いること、また旧札幌控訴院建築で使用された石材の量を示すことで軟石という素材に関する追加知識を提示した。なお、展示では触れることができなかったが、札幌郵便局の石材使用量は常陸花崗石 1,256 切・登別赤色石材 5,500 切・札幌軟石 77,856 切となっており⁸、国内最大の石造建築といわれた⁹。旧札幌控訴院の石材使用量と比較するとまた違った内容の展示ができたかもしれない。

また、紹介する建物の位置が大通公園（当時は主に逍遙地・遊歩道として利用されていた）の西端（旧札幌控訴院）と東端近く（札幌郵便局）という対照的な位置関係であり、また同時代に存在していた。大正末期から昭和初期の大通公園とその周囲の様子をイメージさせ、また現代の大通公園の様子と比較しながら展示を見る一助になると考え、旧札幌控訴院・札幌郵便局の位置関係について本パネル内で触れた。なお、展示では触れなかったが、【図 8】に昭和 4（1929）年の「札幌大地図」の大通部分を抜粋して示した。地図上には旧札幌控訴院と札幌郵便局以外にも電話局・税務署・連隊司令部など官の建物や、北海道拓殖銀行・北海タイムス社・北辰病院といった民間の建物が見える。展示パネルでは単に大通のほぼ両端に旧札幌控訴院と札幌郵便局が存在する、という取り上げ方であったが、展示の中で図 8 のような地図を用いることで、当時の大通公園周囲の様子をより具体的に示せたかもしれない。



【図 8】「札幌大地図」（昭和 4 年）部分（札幌市公文書館登録番号：地図 190）

このように、本パネルでは札幌軟石という素材を切り口に建物を紹介した。単に外見が軟石であるということだけでなく、耐火性やレンガと組み合わせることによって堅牢性を増す技術、また旧札幌控訴院では軟石以外に札幌硬石や二俣硬石など他の石材も用途によって使い分けていることなど、外見の重厚さの表現にとどまらない、これらの建物が軟石で建てられている意味について、素材の面から展示で示そうとしたが、この点については一定程度成功したと考えている。

札幌軟石造の建築物は、札幌市内にまだまだ数多く残っているが、一方で年々解体され消失していく建物も少なくない¹⁰。こうした札幌軟石の建物について、杉浦・水野は「各々の地域（極言すれば

⁸ 北海タイムス記事（明治 43（1910）年 12 月 10 日）。

⁹ 札幌市教育委員会編 『新札幌市史』第三巻通史三（札幌市、1994、142 頁）。

¹⁰ 杉浦正人、水野信太郎「地域資源としての札幌軟石に関する考察：札幌市における建物の分布をとおして」（『北翔大学北方圏学術情報センター年報』第 7 巻、2015、109-122 頁）によれば、平成 17（2005）年から同 27

個々の建物)の歴史を物語る資源として再評価すべきであろう。」と述べている¹¹。札幌市民にとって、近代における石造洋風建築や、特に農家や商店にとっては倉庫等に広く利用されるなど、札幌軟石造の建物は札幌市民にとって親しみのある存在であり、地域の観光資源として活用し得る。現にそうした事例として、元々倉庫だった札幌軟石造の建物をリノベーションしてカフェやギャラリーなどに転用する例も見られる¹²。

1. 3 レンガ造の建物

1. 3. 1 展示のテーマ

次いで展示第2節ではレンガ造の建物をとりあげた。レンガは建築素材として日本では江戸末期頃から使われ始め、東京銀座のレンガ街が象徴するような¹³、「文明開化の建築素材」としてのイメージが当時の人々にはあったと考えられる。また、道内に限らず全国的に明治期のレンガ建築は多く残されている。そのためか、レンガの建物というレトロなイメージを現代の人々に抱かせるかもしれない。また、レンガは一つ一つが小さく、大規模な官の建築だけでなく民間の倉庫やサイロなどにも多く用いられた。札幌軟石が官の大規模建築を象徴するとすれば、レンガは民間の小規模建築を象徴する建材といえるかもしれない。しかしその事は、必ずしも官の大規模建築にレンガが使われなかったことを示すものではない。今回のカルチャーナイトでの展示は、本章第2節第1項でも述べたとおり、展示全体の統一感を出すため、あえて官によるレンガ建築を取り上げることとした。そこには、官の建築でもレンガ造の建築が残っているということを示したいという本章筆者の意思も込められている。

本節の展示テーマとしては、軟石造の展示パネルと同様に建物そのものの写真を中心として、特にレンガという素材を用いた建築の見た目の美しさを伝えることを心がけた。なお、写真画像については、本節のパネルで紹介する建物は全て現存することから、前節で時代感を出すため古い写真を使ったこととは真逆に、比較的最近の写真を用いて、現代からみるレンガ造建築の美しさを紹介することを目標とした。本章では、このようにあえて建築素材ごとに過去と現代という対照的な画像の使い分けをしているが、このことによって展示にアクセントを与えることを狙った。また、前節のパネルと同様にコラム的な要素を配し、レンガという建築素材への興味を持ってもらうことを目標とした。

1. 3. 2 「レンガ」と札幌のレンガ造建築

レンガは、粘土を素材としそれを焼成した直方体の建築素材であり、通常は片手で持てる大きさである。普通レンガの他に耐火レンガや異型レンガなど複数種類があるが、本展示ではそのような詳細な区別はせずに、いわゆる総称としてのレンガを用いた建築を扱う。

(2015)年の間に約320棟の札幌軟石造の建物が存在し、一方でこの間にその内約40棟が解体されたと報告されている。

¹¹ 前掲論文、120頁。

¹² 例えば北海道教育大学のアーツ&スポーツ文化複合施設(Hue Universal Gallery/愛称:HUG)は、昭和6(1931)年に八百屋問屋「勇崎恒次郎商店」の貯蔵庫として建築された当時の建材である札幌軟石を再利用し復元している。

¹³ 銀座のレンガ街は明治5(1872)年の耐火の後着工され、明治6(1873)年には最初の街並みが完成した。

レンガはその大きさの故に、大規模建築の場合には多量の数量を必要とするが、一つ一つが小さいためその積み方の工夫次第で素材単体により建物に対して細かい装飾が施せるという特徴がある。換言すれば、そういった細かな装飾によって、レンガ建築の美しさが表現されている。

札幌のレンガ造の建物を紹介するにあたり、代表格と考えまず取り上げることに決めたのが、明治 21 (1888) 年竣工の北海道庁旧本庁舎である。「赤レンガ庁舎」として現在でも札幌市民に広く親しまれている建物であり、中心市街地に建物そのものの大きさ以上の存在感を示している。その理由としては、中心市街地に位置することもあるが、北海道庁の旧本庁舎として北海道を象徴的に代表する建物であるというイメージが、札幌市民のみならず北海道民に広く膾炙しているためと推測される。

次に選んだのは明治 23 (1890) 年竣工のサッポロビール園 (サッポロビール開拓使麦酒記念館) である¹⁴。札幌市民だけでなく道内外からの観光客も足を運ぶ施設として現役であり、内部は改装されているものの外観は建築当時の様子をほぼそのまま残している。その華麗な装飾と歴史的価値から、札幌を代表するレンガ造建築にふさわしいと考え取り上げた。

加えて、当館 (旧豊水小学校を転用) の敷地内に、大正天皇即位を記念して大正 5 (1916) 年に建築された大典記念文庫という小さなレンガ造の建物があり、この建物が札幌の学校図書館の先駆け (当時は書庫として利用された) であることや、当館敷地内にあるためカルチャーナイトの展示を見た後や後日改めて当館を訪れた際に間近で見ることのできるレンガ造の建物であることから、ぜひ紹介したいと考え取り上げた。

本節のパネル作成に当たり選択した建物は全て官によるレンガ建築であるが、その理由は前節でも述べた通り、本章で紹介する建物を「官」による建物でそろえることによって、本章全体の統一感を生み出すことを考慮した。

北海道庁旧本庁舎は、設計は道庁技師の平井晴二郎 (後の帝国鉄道庁総裁) と道庁技手による。明治 42 (1909) 年火災によりレンガの壁体を残して全焼したが、同 44 (1911) 年に再建されている。また北海道庁旧本庁舎のシンボルともいえる八角形の塔屋は初期の段階で撤去されたが、昭和 43 (1968) 年に開道百年を記念して復元改修した際に塔屋も復元された。この建物を中心として展示することを構想していたこともあり、文献調査だけでなく展示作成前に現地へ足を運び、現状を観察した。この建物は優美な姿が良く知られているが、実際に正面玄関前に立って真正面から建物を眺めると、建物それ自体が巨大なため、全体像が良く掴めないことが分かった。特に屋根の上にある煙出し口や中央塔屋の配置などの詳細が地上からは分からなかった。逆に敷地の端まで下がってから見ると、一応正面の全体像は分かるが、細部の意匠が見えづらい。そのため展示に用いる写真には工夫が必要であると感じた。また、レンガ建築といえばレンガ自体の積み方について取りざたされることが少なくない。正面入り口の積み方を観察してきたところフランス積みであることが確認できた¹⁵。

サッポロビール園は、幅 84 メートル、奥行き 17 メートルと非常に長い建物であり、札幌市内でもこれだけの大きさを有する歴史的建造物は少ないであろう。また 49 メートルという高さの煙突も道内屈指である¹⁶。壁体にはイギリス積みが用いられ、壁面には上部にアーチが施された縦長の上げ下げ窓や、切妻部ファサードの装飾も華麗である。中に入ると、天井に浅いアーチ構造が見て取れる。これは鉄製の床・梁とレンガ造の浅いアーチ構造 (ヴォルト) を組み合わせたもので、「防

¹⁴ 北海道庁建築課設計による札幌製糖工場 (明治 23 (1890) 年建築) を、後にサッポロビールが買収した。

¹⁵ 他にイギリス積み、オランダ積み、長手積み (芋積み)、小端空間積みなどの積み方がある。

¹⁶ 前掲『札幌の建築探訪』94 頁。

火床」¹⁷として知られる典型的な工場床である¹⁷。この建物は内装については大改修が施されているが、外観は建築当初の様子をほぼそのまま残している。

旧豊水小学校大典記念文庫は、小さな建物ではあるが、当館の敷地内にあるため当館を訪れた方がついでに立ち寄って外観を見ることができる。当館にとっては一番身近なレンガ建築である。また当館の建物の前身である旧豊水小学校がかつて図書館書庫として使用しており、かつ札幌における学校図書館のさきがけといえる建物である。図書館閲覧室の方は木造平屋建ての建物であったが、老朽化が激しく取り壊されたという。正面壁面のレンガに斜めに色の変化が見えるが、それが閲覧室の屋根の痕跡であろうか。またこの建物は、レンガだけでなく土台部分や正面軒下中央部などに硬石と思われる石材を使用して建物の表情にアクセントを与えている。このことも建物の美しさに寄与しているといえるだろう。なお壁体のレンガはイギリス積みである。

1. 3. 3 レンガ造建築の展示作成

北海道庁旧本庁舎については、本パネルでは中心的に扱おうと考えた。それは前述の通りこの建物が札幌やひいて



【図9】旧北海道庁本庁舎外観



【図10】フランス積みの様子

は北海道のシンボリックな建物の一つとしてよく知られていること、またレンガ建築としても壮大で美しいことが理由である。しかし、前節で述べたとおり、現地での観察を通じて、この建物の美しさを表現するには建物の全体を見通せる画像が必要なことが分かった。当館所蔵写真【図9】¹⁸が、正面やや北の斜め上方から撮影している写真であるためこれを使用し、普段あまり目にすることがない屋根の上の様子を提示した。また、北海道庁旧本庁舎のレンガの積み方としてはフランス積みが用いられており、【図10】のようにその積み方を分かりやすく見ることができると共に紹介した。他にもレンガには様々な積み方があるが、展示スペースの都合で今回は一例を挙げるにとどめた。

サッポロビール園は、切妻部のファサード上部などに見られる軒蛇腹¹⁹上のデンティル²⁰と呼ばれる装飾や、窓のアーチの造形など、レンガ建築による装飾の



【図11】サッポロビール園概観

¹⁷ 札幌市教育委員会編 さっぽろ文庫 23『札幌の建物』（札幌市、1982、86頁）。

¹⁸ 札幌市公文書館資料登録番号：写真カード 21206。

¹⁹ 軒下にある段上の突出部。

²⁰ 軒下の装飾的なレンガの積み方の一つ。歯が並んでいるように、レンガの平ないし小口の一部を見せる装飾技法。

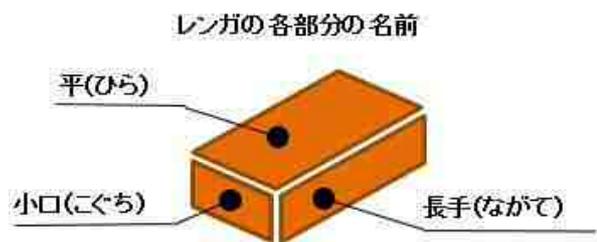
美しさを展示で見せたいと考え、【図 11】²¹に挙げた、アーチやファサード部のレンガの積み方が分かる写真を用いた。建物については沿革を簡単に紹介するにとどまり、前節で述べたような建物自体の構造やレンガの積み方、軒蛇腹やデントゥルなどの用語解説はできなかった。

旧豊水小学校大典記念文庫は、小さな建物ではあるが、前述の通り当館にとっては一番身近なレンガ建築であり、また当館の建物の前身である旧豊水小学校に関連の深い建物である。この建物については写真と建物の沿革を示すだけでなく、当館との位置関係を示して展示を見た人に建物そのものも見てもらおうという意図をもって展示を制作した。建物の外観については、特にレンガだけでなく硬石と思われる石材を装飾的に用いている様子が分かりやすい正面写真【図 12】を用いて示した。しかしレンガ以外に使用されている石材の種類や産地などについては調査が及ばなかった。また一階軒上部にある菱形を4つ組み合わせた文様の意味については、展示前からずっと気になってはいたが判明しなかった。当館敷地内にあるレンガ建築なので、機会を見つけて調査を行いたい。



【図 12】旧豊水小学校大典記念文庫

また、展示パネル内のコラム的な要素として、本パネルでは【図 13】のようにレンガの各部位（小口・長手・平）の名称について紹介した。これにより、前節のパネルと同様に、建築素材（本パネルの場合はレンガ）に関する知識や理解を深めてもらうことを考えた。



【図 13】レンガ各部分の名称

このように、本パネルではレンガという建築素材を切り口に札幌の建物を3棟紹介した。レンガは同じ「官」の建物でも役所・工場・書庫と様々な目的の建物に利用されている。また一つ一つのパーツが小さいため多彩な積み方や細かい装飾的表現によって建物の美しさを演出できるという点が、レンガという建築素材の持つ大きな特徴である²²。

今回展示で紹介した以外にも、札幌のレンガ建築は官民間わずさまざまなものが現存している。例えばサッポロファクトリーは明治25(1892)年に札幌麦酒会社(サッポロビール(株)の前身)が建設した新醸造所が原型であり、建設当時は日本最大の近代工場といわれた²³。明治大正期の増改築を経て、平成5(1993)年にレンガ館として再生した。またJR苗穂工場鉄道技術館は明治43(1910)年に建設された、元々は用品倉庫として建てられたもので、アーチ部や縦横の直線に色の濃いレンガを用いて建物の表情にアクセントを添えている。そのほか個人の倉庫やサイロなどにも見るべき

²¹ 札幌市公文書館資料登録番号：写真カード20315。

²² 例えば若山滋・岡島達雄・奥山昌則は、「建築構法の各要素とそのイメージの構造：建築構法のイメージ分析(その2)」『日本建築学会計画系論文報告集』第403号(日本建築学会、1989、21-31頁)において、レンガを含めた「組積式」の建築は、親疎性の面からは多少「疎」のイメージとなるが、建材の加工性や建物そのものが装飾性を帯びるにつれて「親」のイメージへと変化していくと、レンガや軟石などいわゆる組石造建築のイメージについて論じ、組石造建築では建材の特性により多様な表現が可能であると結論づけている。

²³ 前掲『札幌の建築探訪』38頁。

ものは多数あり、特にサイロについては小端空間積みという断熱性の高い積み方がなされていることが少なくない。今回の展示において紹介する建物が3棟というのはパネル1枚のスペース的には妥当であると考えられる。しかし例えばパネルの枚数を増やし、「官」の建物だけでなく「民」の建物まで範囲を広げて、また建物の機能面でも様々なものを取り上げることで、もう少し多くの建物を紹介することも可能であったかもしれない（これは軟石造の建物についても同様である）。

1. 4 1章のおわりに

本章では、建築素材という視点から札幌の建物を論ずるということを一テーマとして掲げ、各種素材の中でも札幌に特徴的な建築素材として札幌軟石とレンガを取り上げて素材ごとの展示テーマを設定した。ついで素材ごとに紹介する建物を概説すると共になぜその建物を紹介するのかを述べ、最後に実際の展示ではどのような意図や狙いをもってその展示を制作したか、また製作中の思いや諸事情により展示に反映できなかった課題などについて記した。

元々本章筆者はレンガ建築などに興味関心があり、建築素材という視点で建築を見るということ自体には違和感も抵抗感もない。しかし建築素材は、一般的には建物にとって当たり前過ぎて見過ごされかねない要素である。建物を論じる際に様式や細部の意匠、あるいは機能や時代性といった、一般的に「文化」的と捉えられる側面からの視点とは異なり、もっと即物的な視点といえるだろう。しかしそれ故に、建築素材は建物を論じるにあたって普段見過ごされてきた、新たな側面に光を当てて要素である可能性を秘めていることが分かった。

その意味では、今回の展示では取り上げなかったが、木造建築も素材という視点から見れば新たな発見があるかもしれない。札幌市内には清華亭（札幌市指定有形文化財）や豊平館・時計台・北海道大学農場内のモデルバーン（以上3棟重要文化財）など、明治期に建てられ今に残る建築物がいくつも存在している。木材という素材からこれらの建物を改めて研究することで、従来と違う考察ができるだろう。

建築素材それ自体が持つ機能、建築素材が使われた時代背景、また建築素材によって表現される建築の意味など、即物的でありながらそこには「文化」的な側面が、建築素材という視点にも含まれている。それを掬いだし意義付けることが、建物をテーマとした展示を製作する際に建築素材を視点とする上での、ひとつの意義であると考えられる。

（谷中 章浩）

2. 権威性が見える札幌の建物

本章では「権威性が見える札幌の建物」と題して、官民それぞれに造られた、塔や細かな意匠を持つ建物を取り上げた。扱う時代は、本展示のメインである旧札幌控訴院（現札幌市資料館）が大正15（1926）年に建てられたことに合わせ、その前後の明治末から昭和初期とした。

章の前半では札幌区役所と札幌郵便局に注目しているが、この2つは、展示作成に際し設定した時代に造られた建物の中で、市民に関わりの深い官製のものである。本章では当初、第3章の「市民が集まる札幌の建物」と対応させる形で国の権威を示す建物を扱う予定であった。しかしながら作成を進めていく中で、塔やドームなどを持つのは官の建物に限らないのではないかと考えるようになったため、結果として本章では官民両方の建物を紹介することとした。札幌区役所と札幌郵便局を大きく取り上げているのは、当初官製の建物を中心に資料収集を進めていたためである。

参考資料は主に、北海道の建築についての図書や建築会社の社史、当時の新聞記事を使用した。

なお、実際のパネルでは1枚目が「2-1 札幌区役所（大通西2丁目）」「2-2 札幌郵便局（大通西2丁目）」、2枚目のパネルが「2-3 札幌を彩った建物たち」となっているが、ここでは節の構成を変更し、「2-1 官の建築」「2-2 札幌を彩った建築」「2-3 2章を振り返って」とした。

2. 1 官の建築

2. 1. 1 内容

官の建築としては前述のとおり札幌区役所と札幌郵便局の2つを取り上げた。

札幌区役所【図2-1】²⁴は明治41（1908）年8月に着工し、翌42（1909）年竣工、同年8月14日に落成移庁式が行なわれた。設計及び監督は遠藤慶蔵（喜三郎）が主任となり、技術員木村喜兵衛や桂田喜代吉、中井助次郎などが助手を務めた。

遠藤氏は慶応3（1867）年新潟県生まれ、会津若松の小学校を卒業後大工徒弟となり長らく建築工事請負業を営んでいた。明治36（1903）年函館区に移住し、同40（1907）年札幌区役所に入り土木課技師となる。関与した建築には札幌区役所や、第3章で取り上げる札幌市公会堂といった官の建築のほか、本章第2節で紹介する今井呉服店のような民間のものもある²⁵。

遠藤氏の役職について、明治42年8月15日の北海タイムスでは「技手」、『第貳版 北海道人名辞書』（金子信尚、北海民論社、1923年）では「土木課技師」としている。

札幌区役所は木造2階建てで、西側正面中央には吹き出しポーチ、その上にオープンバルコニーを置き、左右に八角翼屋を張り出した構成をとっていた。また、両翼の屋根は寄棟²⁶とし、中央にマンサード屋根²⁷の角塔を飾った。明治42年8月15日の北海タイムスには、「本庁舎の仕様設計は略して説明せざるも其の構造は徒に装飾を施さず専ら堅牢を旨とし左右に翼を張りて採光換気宜しきを得るに力め各室の配置には主として執務者と参庁者との便利を供せんが為め工夫を要したり」と書かれており、装飾は抑えられていたことが伺える。これは竣工当時の評価を示す文章としてみる事ができる。

札幌区役所は木造2階建てで、西側正面中央には吹き出しポーチ、その上にオープンバルコニーを置き、左右に八角翼屋を張り出した構成をとっていた。また、両翼の屋根は寄棟²⁶とし、中央にマンサード屋根²⁷の角塔を飾った。明治42年8月15日の北海タイムスには、「本庁舎の仕様設計は略して説明せざるも其の構造は徒に装飾を施さず専ら堅牢を旨とし左右に翼を張りて採光換気宜しきを得るに力め各室の配置には主として執務者と参庁者との便利を供せんが為め工夫を要したり」と書かれており、装飾は抑えられていたことが伺える。これは竣工当時の評価を示す文章としてみる事ができる。

札幌区役所の6年前、明治35（1902）年には函館区役所【図2-2】が竣工しているが、遠藤明久氏は「官庁と公共建築」²⁸の中で、そのデザインについて以下のように



【図2-1】札幌区役所



【図2-2】『函館区史』（明治44年）より
函館区役所

²⁴ 札幌市公文書館資料登録番号：絵はがき 1222

²⁵ 遠藤氏が関わった建築については、科学研究費補助金研究成果報告書「北海道・樺太における建築技術者・建築家・建設業者・建築系職人に関する総合的研究」（研究代表者：角幸博、課題番号：2060283）を参照した。

²⁶ 建築物の屋根形式のひとつで、4方向に傾斜する屋根面をもつもの。

²⁷ 寄棟屋根の外側の4方向に向けて2段階に勾配がきつくなるもの。

²⁸ 遠藤明久「官庁と公共建築」（大滝栄蔵、越野武、角幸博、北海道建築士会編『北海道の開拓と建築

紹介、評価している。

庁舎は木造二階建ての洋館で、正面に中央および両端部の翼屋を張りだしたスタイリッシュな建築であった。中央翼屋はマンサード屋根、端部翼屋は八角平面にドームをかけ、また窓ペディメント²⁹も変化をもたせて、華やかな効果をねらっている。

遠藤氏は続いて「函館区役所のデザインは、六年後に建てられた札幌区役所の建築スタイルに反映している。」とした上で、札幌区役所については、「しかし両翼の屋根は寄棟とし、中央にマンサード屋根の角塔を飾っていて、全体に函館よりやや抑制されたフランス・ルネサンス様式に整えられている。」と述べている。

また函館区役所のデザインについて『伊藤組百年史』（伊藤組創業100周年記念事業推進委員会、1998年）の中では、「（前略）正面中央と両端部の翼屋を張りだした対称性の強い構成につくられている。もっとも八角平面の両端翼は、裾広がりのとんがり帽子を冠せていて、いかめしいフランス・ルネサンスの建築というより、むしろほほえましい表情がまさっている。」と書かれている。

函館区役所のドーム上の両翼の屋根や1、2階の窓ペディメントに比べると札幌区役所の装飾は控えめともいえるが、正面に設けられたオープンベランダなどは華やかな印象を持たせるであろう。

次に札幌郵便局【図2-3】³⁰について述べる。明治43（1910）年11月25日に竣工した札幌郵便局は、札幌通信管理局と併用で新築され、明治31（1898）年竣工の札幌電話交換局に並置された。



【図2-3】札幌郵便局

その構造は木骨石造³¹で、正面中央部入口は3連アーチとし、入口の両脇に塔を張り付けたような意匠が見える。そして塔の頂部にはバトルメント³²飾りをつけていた。1階中央部の大きな3連アーチ（【図2-3】の向かって右側）は、内部にとられた吹き抜けの郵便物仕分け室からの出入口となっていた。

札幌郵便局は装飾をほとんど避けた建物であり³³、防火設備に特に力を入れていた。明治43年12月10日の北海タイムスでは、札幌郵便局の移庁式の記事の中で過去の火災について触れている。

この記事によると、明治24（1891）年8月に大通西2丁目に新設された局舎は翌25（1892）年3月に局舎内から出火し全焼、26（1893）年3月跡地にまた新築し4月に移転したが、33（1900）年6月に類焼した。34（1901）年2月に局舎建設用地に仮局舎を置くがこれも40（1907）年5月の札幌大火にあい、やむを得ず時計台（元札幌農学校演武場）を借りて電信郵便事務を行なっていた。その後も数回の小さな火災が起り、明治43年11月によりやく竣工したものがこの札幌郵便局であった。

上巻一解説・写真』北海道建築士会、1987年、66-75頁）

²⁹ 本章筆者注：ペディメントとは、窓や扉、暖炉の上などに設けられる三角形の装飾部分のこと。

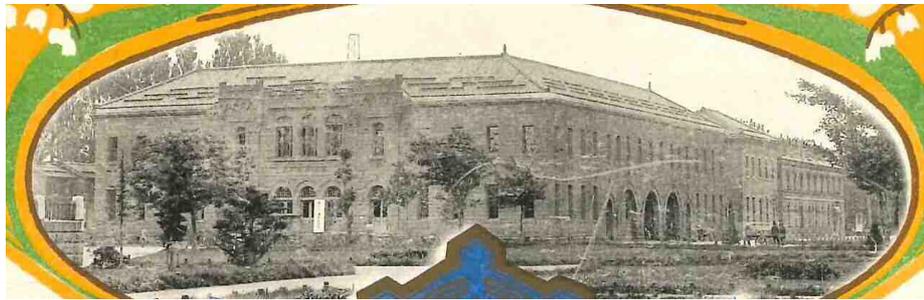
³⁰ 札幌市公文書館資料登録番号：絵はがき1089

³¹ 木造の骨組みの外側に石を積み、かすがいなどの金物でつないで一体化して石造のように見せかける、石造代替の簡易構造。

³² 西洋の城で城壁の最上部に設けられた銃眼のある背の低い壁。

³³ 明治43年12月10日の北海タイムスには「本庁舎は全く虚飾を避け質実堅牢を旨とし外観頗る簡素に見受くるも」とある。

郵便局舎は昭和 36 (1961) 年に役目を終え、その後は更地にして公園を整備するという計画となっていた。しかし取り壊しではなく移転保存したいという声上がり、明治 31 (1898) 年竣工の電話交換局部分のみ、愛知県犬山市の博物館明治村に移された。【図 2-4】³⁴はまだ大通西 2 丁目に置かれていたころの郵便局舎であるが、この東側庁舎 (写真の右奥) の東端より 2 階の窓 3 つ目までの 2 階建て庁舎が電話交換局である³⁵。明治 43 年に竣工した郵便局舎そのものは残念ながら残されなかったが、電話交換局部分はいまも文化財として遠く離れた地で保存されている。



【図 2-4】大正 7 (1918) 年～昭和 8 (1933) 年ごろの撮影と思われる

2. 1. 2 パネル作成について

札幌区役所と札幌郵便局にまたがる内容として、2 枚目のパネル上部には『温故写真帖』明治 42 (1909) 年版と同 44 (1911) 年版から札幌市街の俯瞰写真を使用した。明治 42 年版では札幌区役所から、明治 44 年版は札幌郵便局から撮影しており、パネル 1 で紹介した 2 つの建物の高さを客観的に感じることができるため使用した。区役所と郵便局はともに 2 階建ての建物であったが、当時の札幌を一望できる高さがあったということを伝える意図である。

パネルの俯瞰写真に細かな説明はせず、明治 42 年版には時計台と豊平館を示し、明治 44 年版ではもともと書かれている説明文「現今ノ札幌 (其二) 大通以南全景」で位置を捉えるようにした。明治 42 年版の写真で時計台を「現・時計台」と表記したのは、札幌郵便局のところで述べたように、この建物が当時は郵便局の仮局舎となっていたためである。

当館所蔵の特定重要公文書『自明治 4 1 年 8 月至同年 1 2 月 札幌区役所庁舎新築工事日誌』(簿冊コード: 2013-0032) 「札幌郵便局本館新築仕様書」(同: 2015-0711-3) については、関連資料として紹介するにとどめた。本章では建物の意匠について述べているが、工事日誌は作業の日誌であり、取り上げる箇所がなく、また仕様書は建物の構造(石材、木材といった材料をどのように加工し取り付けるかなど)について詳しく記されているが、いずれかだけ取り上げることは困難であったため、この 2 点の特定重要公文書については内容には触れないこととした。

参考とした新聞記事には、それぞれの建物の設計者や構造について、あるいは移庁式についてなどが記載されていたが、パネル作成の際に見やすさを重視していたため、本文中では細かい紹介や引用は避けた。一方で意匠に関する事柄ではないが、新聞記事に詳しく書かれている、同局で複数回続いた火災についてはコラムのような形で紹介した。これを選んだのは、郵便局舎建設に際し防火に対して高い意識を持っていた理由や、時計台に郵便局の一部機能が置かれていた時代があったという興味深い歴史をぜひ紹介したいと考えたからである。

パネルを作成する中で、視覚的に受け入れやすい見せ方をするためには、文章のまとめ方や文字

³⁴ 札幌市公文書館資料登録番号: 絵はがき 1097

³⁵ 東側庁舎は明治 42~43 年の郵便局新築の際に同時に工事を行ない、電話交換局に同じ様式をつないでこの形となった。

と図の配置の仕方に工夫が必要であると実感し、文章を横に長く続けるのではなく、吹き出しや枠で囲むことで見た目が単調にならないよう心がけた。

2. 2 札幌を彩った建築

2. 2. 1 内容

本節では、明治末から昭和初めの札幌の建築物をいくつか取り上げる。

これらは新築当時の新聞記事においてその外観と内装の様子が大々的に取り上げられた。また、写真帖や絵はがきに掲載され、札幌の名所として紹介されるものもあった。

今井呉服店【図2-5】については大正5(1916)年11月9日北海タイムスに以下のように紹介されている。



【図2-5】

大正5年11月9日北海タイムスより
今井呉服店

札幌の何處から見ても巍然として雲を衝く洋館の三層樓はと言へば誰でも今井呉服店だと答へるに相違ない

高さ約八十尺の三層洋館は如何に現代的で且は壯麗極まる事よ、煉瓦造りの外側に更に瀬戸物のやうな白煉瓦を塗附けた立派さ、全体が流離式の意匠を如何にも応用し又調和されて誰にでも佳い感じをさせるのだ殊に南一條通りから西二丁目筋に沿ふて人造石の舗道を敷詰めた杯も用意の程が微見えて床しさを許さない、斯くして愈々十月一日から開業した繁昌と困雜は、此大建築の札幌区に空前なると同時に空前であつた

先づ南一條通りに向つた入口から階下の陳列部に入ると磨檜材の飾棚が何れもセ、ツシヨン式で新らしくハイかっている³⁶

この記事から、今井呉服店店舗が札幌に誇る建物であつたことや開業時いかに注目を集めていたかが窺える。今井呉服店主人は「今井呉服店はお得意の爲めに建てたものですから仮令手拭一筋お買ひがなくとも宜しいから娯楽場と思つてお暇な折には必ず来て遊んで下さい」と語り、単なる小売店にとどまらない店の役割が見える。店内には化粧品や衣料品、食料品やおもちゃ、家具など数多の商品が並び、休憩室や食堂もあり、また屋上庭園からは街を一望できる、人々にとって大娯楽場といえる施設であつた。今井呉服店は本章第1節で触れたように札幌区役所職員遠藤慶蔵が設計を行なつた³⁷。

³⁶ 「ハイかっている」とは、西洋風を気どることや、流行を追ったり目新しいものを好んだりすることを意味する「ハイカラ」の動詞形と思われる。

³⁷ 株式会社丸井今井『丸井今井百年のあゆみ』(1973年)には「当時市役所建築課長をしていた遠藤喜三郎技師に設計を依頼し」とあるが、建設当時は札幌区であるため、役職については検証の必要があると思われる。

また、同じく民間の建物である北海タイムス【図 2-6】³⁸の大正 11 (1922) 年落成時には、設計者と施工者の談話が新聞に掲載された。大正 11 年 7 月 2 日北海タイムスには、「東京以北に無い近世式の大建築セセツションにレネツサンスを加味して」(原文ママ)とあり、ここでも今井呉服店同様大建築として紹介されている。また設計監督であった家田工務所の中村健二氏の話として「御社



【図 2-6】北海タイムス (彩色)

の今回の建築は新聞社としては大阪を除いては東京にも又それ以北にも未だありません」「建物の色合いは北海道殊に札幌の自然の色によく調和する様に考へましたが夏の大通のローンに対する工合と云ひ冬の雪の札幌の街や空模様に対しても極めて配合がいゝと思ひます」と書かれている。赤煉瓦張りの外壁に白タイルをつけた外観に対して、札幌の風景に合わせた色合いにしたと述べられており、その場所に調和するよう工夫した建物ということであった。

【図 2-6】の絵はがきは白黒写真に色を施した彩色のものであるため、実際の色と全く同じとはいえず、同じ構図の絵はがき同士でも色が異なることがあるため、当時の人々が目にした姿とのずれがある。だが、色鮮やかな赤煉瓦と白タイルをあしらった外観は、木々や芝生の緑や雪の白に映えたであろう。

このほかの特徴としては、各角には塔を立ち上げ、入口部分の塔は上部を一段高くすることで強調する形となっていた。

明治 42 (1909) 年竣工の北海道拓殖銀行 (以下拓銀) 【図 2-7】³⁹も民間の建物となるだろうが、第二次世界大戦終戦までの拓銀は、北海道拓殖銀行法に基づいて設立された政府系金融機関である特殊銀行であったため、半ば官といえるだろう。



【図 2-7】北海道拓殖銀行

北海道拓殖銀行法は、明治 32 (1899) 年 3 月 22 日に公布された、北海道拓殖に必要な長期低利の資金を供給する金融機関を設立するための法律である。

明治 29 (1896) 年に公布された「日本勸業銀行法」「農工銀行法」によって設立された各銀行は、農業、工業の改良発達のために資本を貸し付ける目的で設立され、日本勸業銀行を中央機関とし、農工銀行を地方機関として各府県に 1 行を設置するものとした。北海道にもいくつかの農工銀行が設立されるであろうと予想されていたが、当時の道内の金利水準に比べ株式配当が少なかったこと、地元の資金力が乏しいことから、北海道の実情に合わせた農工銀行法とは別の法律を制定することとなり、北海道銀行法案が起草された。経緯は明確ではないが、明治 32 年に法制局に送付されたものは「北海道拓殖銀行法案」となっていた。

³⁸ 札幌市公文書館資料登録番号：絵はがき 2664

³⁹ 札幌市公文書館資料登録番号：絵はがき 2586

こうして設立された拓銀は大通東1丁目2番地にあった既設の建物を購入し、明治33(1900)年4月に営業を開始した。しかし次第に手狭となったことや、にぎわいの中心が創成川付近から4丁目へと移ってきたことから大通西3丁目に本店が新築された。設計は大蔵省技師矢橋賢吉によるものであり、木骨石造2階建てで、外壁の石材は太く張り合わせ、壁に張り付けたような装飾用の柱を設け、角には塔を立ち上げていた。

昭和34(1959)年に本店新築のため解体され、一部は札幌市荒井山の拓銀研修所に移築、記念館として保存され、「さっぽろ・ふるさと文化百選」⁴⁰の一つにも選定されたが、平成14(2002)年に解体された。

2. 2. 2 パネル作成について

パネル掲載の写真は、当時の写真帖や絵はがきを使用している。具体的には、拓銀、今井呉服店、北海タイムス、北海道鉄道管理局、札幌控訴院、札幌警察署をあげた。官民それぞれにどのようなものがあつたかという例を多く示したかったので、説明は各画像に短いコメントを吹き出しでつけるにとどめ、できるだけ多くの建物を掲載するようにした。

それぞれの建物を見比べてみると、民間のものからは華やかな様子を、官製のものからは重厚な存在感を筆者は感じた。パネル内ではそのような感想は記していないが、パネルを見る人にも官民の異なる雰囲気を感じてもらえるよう、建物の写真を竣工年順ではなく民間と官で分けて配置した。

筆者が官民それぞれから感じた違いの理由であるが、まず民間の建物では、今井呉服店の白煉瓦や北海タイムスの赤煉瓦張りの色合いや、高く伸びた塔の上部に設けられた装飾アーチなどから、明るく豪華な印象を得た。一方官の建築は、大規模で堅牢さを重視する造りとなっている点や、先にあげた今井呉服店などに比べ装飾が少ないところから、重々しい姿に見えた。

例としてあげた建物はいずれも塔や細かな意匠などを持つ目を引くものであり、札幌を代表する名所として当時の写真帖や絵はがきに掲載されていた。それらの写真からかつての札幌の様子を感じ取れるような、視覚に訴える項目となるようにパネルを作成した。

2. 3 2章を振り返って

本章冒頭でも述べたが、展示全体の章構成を決める段階では、権威性が見える建物として官製の建物を取り上げようと考えていた。しかし、権威性のあらわれを、例えば階層の高さや塔の有無とする場合、これらの表現は民間の建物であっても複数見られることがわかった。このことについてパネルの中では、国の技師による設計が民間の建築の意匠に影響を及ぼしたのだろうか、とした。

民間の建物も高さや塔、意匠を持つとはいえ、これも同じように「権威性」という言葉でまとめ

⁴⁰ 昭和63(1988)年に札幌市創建120年を記念し、北国の生活の息吹きと開拓の労苦を伝える身近な文化遺産を再発見し、市民自らの手でこれを守り、後世に伝えていくことを目的として、市内の建物46件、遺跡26件、街並み19件、用具5件、まつり・行事など4件の計100点を選定したもの。

(札幌市ホームページ「さっぽろ・ふるさと文化百選」(更新日:2018年10月17日)

[<http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunkazai/furusatobunka.html>] 参照。(最終閲覧日:2019年4月12日))

てよいのか、パネル作成時から悩んでいたのだが、民間の建物においては、権威というより、その店の格や信用度を示すものであるのではないかと思うようになった。2節で取り上げた民間の建物を例とすると、今井呉服店の店舗ができたころは輸出貿易が盛んな時代で、今井呉服店はそれに乗じてできた北海道の百貨店の先駆けであった。また北海タイムスは、大正中期には道内各日刊新聞の発行部数総計約10万部のうち、同紙一紙だけでその半ばを占め、大正末期にはすでに発行部数7万部に達する有力地方紙であった。2つの建物を紹介する新聞記事では、それぞれを北海道で類を見ない建物としているが、これほど立派であったのは企業の力が示されていたからであろう。

今回取り上げた建物はいずれも建設当時の札幌においては高さのあるものであった。このうち、官公庁の建物では堅牢さの中に飾りが見え、民間の建物では大規模な造りと絢爛な装飾が見えた。官のものは実務的であるが、民のものは建物自体が広告の役割を担うため、このような違いがあるのだろうか。官民の差異を明らかにすることや、「権威性」の定義づけを行なうためには、多数の事例を比較し検討することが必要となる。本章では調査が及ばず取り上げていないが、例えば煉瓦造が目をつけた明治39(1906)年竣工の五番館や、白タイル張りで地下2階地上6階建てという大規模建築であった、昭和7(1932)年開店の三越など、札幌に多くの建築が存在していた。いずれ機会があれば同時代の他の建築についても調査し、官民の差異について考えを深めたい。

(池田 茜)

3. 市民が集まる札幌の建物

本章筆者の担当した展示パネルの第3章では建物の担う役割について述べた。現在の我々が「公共の建物」という言葉から想起するのは、市役所・区役所などの行政事務を執り行う庁舎を除けば「文化的な役割を持つ、人々が集まるための公共施設」(以下、「公共文化施設」という。)ではないだろうか。札幌市内にはホール、競技場などのスポーツ施設、生涯学習施設など市民が余暇を過ごしレクリエーションに利用するために設置された文化的な目的を持つ建物が多く存在している。本章については、「なぜ、建設されたのか」そして「建設されたあとにどのように利用されたのか」の2点を重要視することとして展示パネル作成に取り組んだ。今日は市民生活に定着している公共文化施設だが、そもそも札幌市にはどのような経緯で「市民が集まる施設」が誕生し、発展してきたのかをパネルにて紹介した。

3. 1 展示へ向けての調査

札幌の公共建設の中で「市民が集まる」目的を持った最初期にあたる豊平館【図3-1】⁴¹、公会堂【図3-2】⁴²、市民会館【図3-3】⁴³の3つの建物⁴⁴を展示に取り上げることとした。

始めに3つの建物について概略を説明する。豊平館は札幌市において初めての公共の集会場である。当初はホテルとして明治13(1880)年に建設されたが、明治43(1910)年に札幌区(市)が宮内庁より貸下げを受けた。そして、建物の一部が公会堂として市民へ供され、豊平館は市民から演説会や音楽会などの集会場として多く用いられた。しかし、ホテルの一部転用では人口が伸びる札幌

41 札幌市公文書館所蔵資料登録番号：写真カード3500

42 札幌市公文書館所蔵資料登録番号：写真カード1259

43 札幌市公文書館所蔵資料登録番号：写真カード4837

44 この章では途中で建物の名称が変わった場合でも建設当時の名称で統一して使用することとする



【図 3-1】 豊平館



【図 3-2】 札幌市公会堂



【図 3-3】 札幌市市民会館

区（市）内で公共文化施設としての役割を十分に果たせているとは言えず、市民から改めて公会堂の建設が期待されるようになっていった⁴⁵。そのような市民からの後押しを受けて昭和 2（1927）年に札幌市公会堂が完成し、市民から長く愛され活用された。その後、人口の増加や公共文化施設への期待の多様化⁴⁶、建物の老朽化などの問題から昭和 31（1956）年には建物の全面改築が決まり、新たに札幌市民会館が完成した。

展示作成に際しての事前調査において、大正 6（1917）年ごろから昭和 2 年ごろまでの区会の議事録や関係書類の特定重要公文書（以下、公文書と記載する）を全て調査し、豊平館や公会堂に関係のある簿冊を抽出した。大正時代の公文書のため、旧字体での記述、毛筆による文字のつぶれが見られ、特に市議会関連の議事録部分は硬筆であってもかなり崩れた文字で書かれており解読作業は困難であった。しかし今回の調査から、本章テーマは政策決定の経緯を辿ることが出来る一次資料を、公文書の活用事例という観点から紹介できる有意義な機会と考えた。特に公会堂建設に関する記述は多く、区議会の議決文や議事録に詳細な記載があった。

公文書の具体的な記述として、「明治 43 年区会決議録」⁴⁷内に、豊平館の貸下げを願い出る際に宮内庁へ提出した御請書があり、全文を確認することができる。これは豊平館の役割を変える大きな転換期となる重要な文章である。この資料からは貸下げが叶った場合には公会堂として使用する予定だったことその他、管理・補修を札幌市が行うこと、皇族が来札の際には宿泊施設として提供することといった内容が読み取れる。ここから、豊平館は一部を市民へ開放してもやはり本質は皇族の宿泊所であり、公共文化施設として不十分であったということが推察できる。

公会堂に関しては大正 6 年第 4 回札幌区議会議案第六号「御大礼記念事業に関する件」で公会堂建設決定についての記述が確認できる。また、建設位置決定について大正 6 年第 4 回札幌区議会議案七号「公会堂敷地決定の件」及び大正 6 年第 5 回札幌区議会議案一号「公会堂敷地変更の件」で建設地の経緯を読み取ることが出来る。『大正 6 年 区会議決事項綴』⁴⁸など複数の議会関係の公文書に公会堂建築予算補正の議決文が掲載されている。なお、予算補正のたびに区議会の審議にかけられるので建築予算の変遷を全て追うことが出来る。簿冊から公会堂建築予算の変遷を起こすと【表 1】のようになる。

このように公文書内から経緯を辿る経験は大変貴重で、展示を読む人にも一次資料から読み解くという経験を共有されることを狙いとして公文書を利用するよう工夫した。

また、市民会館建築の際の資料を探すために建設当時に近い年度で札幌市が刊行している広報誌の内容を確認した。昭和 30 年前後の広報誌は市行政の紹介や市民への生活指導などが主であり、

⁴⁵ 北海タイムス大正 3（1914）年 2 月 1 日「記念公会堂設立議」など

⁴⁶ 『第九期 札幌市議会小史』 昭和 47（1972）年 3 月 1 日発行

⁴⁷ 札幌市特定重要公文書『明治 43 年 区会決議録』（登録番号 2013-1264）

⁴⁸ 札幌市特定重要公文書『大正 6 年 区会議決事項綴』（登録番号 2013-2562）

【表 1】札幌市公会堂建設予算の変遷

		提出議題	建築費用	備考
大正6年	第4回	公会堂建築費継続年及支出方法ノ件	10万円	
大正6年	第8回	公会堂建築費継続年及支出方法変更ノ件	12万円	諸物価騰貴のため既定予算ニテハ到底建設を了シクハサルニ由リ増額セントス
大正8年	第3回	公会堂建築費継続年及支出方法変更ノ件	12万円	
大正9年	第1回	公会堂建築費継続年及支出方法変更ノ件	28万7520円21銭	建築材料及労銀ノ昂騰ノ為既定建築費ニ不足ヲ生スルノ見込ナルト区財政ノ都合ニ依リ年度延長年度支出額変更ノ必要ヲ生シタルトニヨル
大正10年	第2回	公会堂建築費継続年及支出方法変更ノ件	24万2828円7銭	区財政ノ都合ニ依リ建築費ノ変更ト共ニ年度ノ延長及支出額変更ノ必要ヲ生シタルニ由ル
大正11年	第1回	公会堂建築費継続年及支出方法変更ノ件	22万791円	先ニ区会ノ議決ヲ経タル公会堂建築費継続ノ年及支出方法ニ基ク建築費総額金二十四万二千八百二十八円七銭ノ内大正六年度ヨリ同八年度ニ至ル三ヶ年間ノ支出額二万二千三百七十七円七銭ヲ控除セル残額二十二万七千九百九十一円ノ継続支出ヲ為シ公会堂ヲ完成セントスルニ依ル
大正12年	第2回	公会堂建築費継続年及支出方廃止ノ件		議決ヲ経タル公会堂建築費継続年及支出方法ハ公会堂ノ設計並建築費財源ニ関シ更ニ慎重講究ノ要アルヲ以テ一時ヲ中止スルヲ相当ト認ムル由ル
大正15年	第7回	公会堂設備費継続年及支出方法	24万4650円	

出典：『大正6年 区会議決事項綴』（2013-2562）、『大正8年 区会関係書類』（2013-2023）、『大正9年 区会議決事項綴 庶務係』（2013-1816）、『大正10年 区会議事録』（2013-1004）、『大正11年 札幌市会会議録』（2013-1005）、『大正12年 札幌市会議案』（2013-1865）※すべて札幌市特定重要公文書

催し物のお知らせ記事はほぼ掲載がなく、現在発行されている広報誌と内容が異なっていた。札幌市民会館の建設について広報誌「さっぽろ」第50号⁴⁹に関連記事が掲載されており、「文化札幌を語る」との題で報道関係者や芸術家など13名と市職員2名による札幌の文化と文化政策についての座談会の内容をまとめていた。記事の中で「総合施設が文化の向上には必要であり、市民会館(公会堂)⁵⁰を新築し文化センターとしたい。現在の市民会館(公会堂)では何をするにも中途半端である。」と有識者から意見が出ていた。全面改築が決まる3年前に当たる年である。このように行政から市民への広報のみに留まらず、有識者からの意見も載せている。市の刊行物に市民目線の率直な意見と有識者からの市政構想が示されていることは重要な意味があり、市民会館改築促進会の発足へ繋がっていく重要な意見となっただろう。広報誌は当時の市政のみではなく世情も反映されている記事も掲載されていることから、昭和30年前後の市政の動向調査に有用であることも分かった。

また、区及び市議会の資料のみに偏らないよう、市民から見た公共文化施設のあり方を探るべく当時の新聞記事も並行して調査した。公会堂建設についての経緯は、議会で動きがあるたびに新聞記事で詳細に報道されていたことが分かった。公会堂建設の希望や建設の意義についての記事が大

⁴⁹ 昭和28年1月1日発行

⁵⁰ 昭和28年時点では施設名称が変化しているため記事の中では市民会館と語られているが、本章内では設置当時の名称に統一して扱っているため、公会堂にあたる

正3年から何度か掲載されており、建設前の市民から公共文化施設への要望が読み取れる資料となった。他にも市民会館開館時の盛況な様子を伝える新聞記事もあった。新聞記事は市民目線からの率直な社会情勢を読み取ることが出来る資料であり、今調査でも多く参照した。

さらに、札幌市公文書館には豊平館、公会堂、市民会館で行われた音楽会や市民文化祭などのパンフレットが図書資料として所蔵されていることを調査中に発見した。こういったパンフレット類からは具体的に当時行われていた催し物のプログラムや出演者、主催者などが分かり当時の情景を思い起こさせる生々しい資料であった。また、豊平館と公会堂については催し物の開催についての告知が新聞に広告として度々掲載されており、新聞記事からその利用の様子を読み取ることが出来た。

3. 2 展示作成時の工夫

展示作成の際には、各建物について建築経緯や利用の様子を中心とし、それらの建物が市民にとってどのような存在だったか読み取れるよう工夫して作成した。建物ごとに節を区切り、更に節ごとに共通で概略・設置経緯・利用状況の3項目で説明することとした。パネル上では解説の切り口を揃えたこととあわせて、枠線や背景などのレイアウトも項目ごとに統一した。

特に利用状況についての項目を重要視し、それぞれの施設で実際に行われていた催しを新聞記事の見出しや当館に所蔵されている演奏会などのパンフレット類から抜き出して紹介することとした。音楽会、政談演説会、祝賀会、クリスマス会などなどバラエティに富んだ催し物の会場となっていたことを示せるように資料を選定した。公文書館としては、設置経緯に関する資料が多く揃っているため紹介し易い項目ではあるが、展示パネル上に割く面積が大きくなりすぎないよう各項目の配分に注意した。市民に利用されている様子を具体的に示す事によって本章のテーマが「建物の役割」であり、市民から利用された部分を強調する狙いがあった。

また、カルチャーナイト実施当時は札幌市民交流プラザがオープンを控えていた。札幌市が広報に力を入れており、個人的にもこの施設への期待が高かったため、ぜひともパネル内に新しい施設に関する内容を取り入れたいと考え、最後に札幌市の歴代公共施設を紹介するトピックスを設けた。その結果、過去には存在したが現在はなくなってしまった建物の紹介だけではなく、かつて存在した建物が現在使用している建物に繋がっていることへの表現が加わり、展示内容への親近感が高まったのではないかと考える。展示作成当初はより多数の建物を列挙し札幌市の公共施設の多さを実感できるように準備していたが、スペースの関係で一部省略する形となった。紹介予定だった施設をここに述べると、教育文化会館、北海道厚生年金会館、札幌コンサートホールKitara、つど一む、札幌ドーム、ちえりあ、エルプラザ、市民ホール、札幌市市民交流プラザであった。現在ではどの建物も北海道を代表する重要な位置づけにある施設だが、大本を辿れば市民に望まれた公共文化施設という点で公会堂の建設の流れを汲んでいると言える。

前項で紹介したとおり選択した建物は、貸下や建設の際の過程の公文書が残っていた。公文書を活用するイメージを抱かせる事を期待して、パネル内には積極的に公文書の画像を取り入れ内容を解説することを意識した。展示パネル中で公文書活用の事例としての面を強調する狙いがあった。

特に、豊平館の節では「御誓書」を示し、公会堂として市民へ供する旨が貸下げ願いの中に組み込まれていることが注目されるようにした。そして、公会堂の節では建設決定時と実際の建設開始時それぞれの予算が読み取れる簿冊をそれぞれ並べ、ここから物価の上昇などに伴って予算額が建設決定時点から実際の建設までの間に大きく変わっていることを示した。建設までに紆余曲折あっ

たことを一部分でも表し、建物に興味を持ってもらうことが狙いだった。

3. 3 「人々が集まる建物」の展示を作成して

展示パネル内では混乱を招くと判断し、語句統一のために省略した内容を本節で紹介する。公会堂は昭和 22 (1947) 年に札幌市中央公民館と改称し、昭和 23 (1948) 年に札幌市民会館と改称している。節の分け方を建物ごととしたため公会堂として建てられた建物は終始「公会堂」という名称で扱ったが、昭和 32 (1957) 年時点で建物の名称は公会堂ではなく札幌市民会館であった。このため、昭和 33 (1958) 年の開館時、札幌市民会館は「設置」でも「新設」でもなく「全面改築」という語句が使用されている。今回の調査時にこういった語句の取扱についての詳細は調べられなかった。昭和 33 年市民会館全面改築当時、建物は取り壊し全く別の建物となっているが「新築」といった表現も見られず、どの文書に残る表記も「全面改築」となっている。こういった語句の使用に方法の差違は興味深いが今回は解明まで調査が及ばなかったため、今後の研究の際は細部の語句の使用にも注目して調査に挑みたい。

展示作成に当たって振り当てられたテーマは「人々が集まる建物」であった。そのことを強く意識し、調査の際や展示作成の際には建物の解説を行わないということを注意した。それぞれについて建材やデザインが分かる資料、見取り図など建物そのものについての資料も札幌市公文書館に所蔵されている。しかし、このテーマで伝えたいことは「どのような建物だったか」ではないと感じた。本章冒頭でも述べたとおり、それぞれの建物について「なぜ、建設されたのか」そして「建設されたあとにどのように利用されたのか」の 2 点を重要視した。調査を始める段階から、公文書や新聞記事から建設にいたる過程の分かる記述を探し理解を深めるよう努めた。前述の目的を表現するため、新聞記事やパンフレット類から実際に公共文化施設として活用されている様子の分かる資料を展示パネル内に用いた。今回は使用パネルの枚数が 2 枚に制限されていたが、パネルを 3 枚使用できていたらパンフレットの中身を読み込み紹介したり、利用人数を比較したりするなどもっと表現の幅が広がったかもしれない。我々が現在当たり前に享受している文化施設や事業だが、そういった活動には始まりがあり、建物が市民から望まれて誕生したことを伝えることを目標とした。結果、札幌市ではどのように市民が文化を求めて実現されていったのか読者に示すことが出来たと考える。

(小黒 七葉)

第2部 旧札幌控訴院 ～建築図面の整理と、図面からわかること～

1. なぜ今、旧札幌控訴院を取り上げるのか

札幌の数ある歴史的建造物の中で、今回旧札幌控訴院を中心に取り上げるのにはいくつか理由がある。

1 つは、札幌の歴史的建造物によく見られる札幌軟石やレンガを建築素材に用いており、建物が担ってきた機能が特徴的であるためである。旧札幌控訴院は市の中心部である大通公園の西端に位置し、建築素材については第 1 部 1 章で解説しているためここでは詳細を省くが、札幌の歴史的建造物を語る上で欠くことができない札幌軟石やレンガを使用しており、札幌を代表する歴史的建造物と言っても過言ではないだろう。また、旧札幌控訴院は現在でいう高等裁判所であり、それはま

さに国の権威を示す象徴的な存在であったと言える。しかし、昭和 48 (1974) 年に裁判所機能が移転し建物が札幌市教育委員会に移管されてからは、市民にひらかれた文化芸術施設として様々な形で利用されており、現在は市内中心部を代表する観光スポットとなっている。このように、建物自体は大きく変わらずとも、その機能が国の権威を示すものから公共的なものへと移り変わっていったのである。つまり、建築素材や建物の機能の変遷といった、札幌を代表する建物として言及すべき要素をはらんでいることから、旧札幌控訴院を本展示の中心テーマと位置付けている意図がある。

2 つ目は、札幌市公文書館が所蔵する特定重要公文書『旧札幌控訴院工事関係資料』のうち、建築図面の再整理作業によって、旧札幌控訴院当時の建物の姿や図面同士の関係性が明らかになったためである。本展示は、これらの成果を公開することができるひとつの機会となった。再整理作業についての詳細はこの後第 3 章でふれるが、この作業により建築図面のもつ価値を再認識することができた。そしてこの成果は、公文書館を利用する方へのより良いサービスと資料の活用へとつながると考える。また、資料整理という作業がどんなものであるかを併せて紹介することで、私達公文書館専門員が日常行っている業務への、市民の興味関心が深まれば幸いである。

3 つ目は、旧札幌控訴院を取り巻く近年の行政の動きである。まず、貴重な文化財である札幌市資料館の歴史的価値や魅力を将来に引き継いでいくために、耐震化やバリアフリー化を図るとともに、文化芸術施設として多様な芸術表現の発信や市民交流の場として積極的な利活用を行うことを目的とした「札幌市資料館リノベーション事業⁵¹」がある。これは、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015」に掲げた事業の一つである。また、平成 29 (2017) 年 10 月には、「札幌市資料館リノベーション事業」を進めるための基本的な方向性を示す「札幌市資料館保存活用基本計画」が策定された。さらには、札幌市資料館保存活用基本計画に掲げる耐震、保全等及びバリアフリー化に係る施設計画について基礎的、技術的な検討が行われ、平成 30 (2018) 年 7 月に「札幌市資料館保全等整備計画」が策定された。このように、札幌市資料館が貴重な文化財として今後も保存されるとともに、どのように有効活用されるべきなのかを考える転換期を迎える中で、今こそ旧札幌控訴院について改めて知るべき機会ではないかと考えた。

このような 3 つの理由を背景に、旧札幌控訴院の価値を改めて理解するべく本展示で取り上げることにした。

2. 旧札幌控訴院を知る

本パネルでは、旧札幌控訴院についての簡単な概要を紹介しつつ、時の経過とともに建物の機能が変化してきたことを解説している。つまり、札幌ならではの建築素材を使用し、建物の機能が権威性から公共性へと移行した建物であるとして、本展示前半でふれた 3 つのテーマを盛り込んだ構成としている。

また本章では、筆者がパネルにまとめた内容のうち、公文書館所蔵資料からわかる控訴院移転と庁舎落成時のようすについて、絵葉書からわかる当時の建物外観のようす、控訴院とはどういった機関なのか、指定等について解説し、これら各節にはパネルを作成した際のプロセスや筆者の意図も盛り込んだ。さらに 5 節では、展示における今後の課題を示した。

⁵¹ 札幌市ホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/sapporoshishiryokan/shiryokanrenovation.html>

2. 1 所蔵資料からわかる控訴院移転と新庁舎落成

2. 1. 1 解説

本パネルではまず、控訴院を函館から札幌に移転するかどうか議論が起こった明治 20 年代末から、大正 15 (1926) 年の新庁舎完成を経て、昭和 11 (1936) 年の昭和天皇行幸までの出来事を簡単な略年表にまとめた⁵²。その上で本節では略年表に示した出来事のうち、「大正 10(1921)年 4 月 7 日 函館控訴院を札幌に移し、札幌控訴院とする件公布」と「大正 15(1926)年 8 月 31 日 札幌控訴院落成」について、所蔵資料をもとに当時のようすを紹介したい。

大正 10(1921)年 4 月 7 日、法律第 51 号により「函館控訴院ハ之ヲ北海道札幌区ニ移シ札幌控訴院ト称ス」件が公布された⁵³。つまり、控訴院を函館から札幌に移したことで札幌控訴院と改称することになる訳だが、その 3 カ月前である同年 1 月 15 日付の札幌区会議事録⁵⁴によると、函館から札幌への控訴院移転にあたって建築費や土地を寄付することなどが話し合われたと記述されており、当時の札幌区は移転を強く希望していたことが伺える。また、大正 15(1926)年 8 月 31 日に札幌控訴院が落成し、同年 9 月 10 日に移庁式が挙行されるが、【図 1】に示すように同日の北海タイムスの朝刊では、盛大な式典の詳細が報じられている。また、特定重要公文書『旧札幌控訴院工事関係資料』のうち当時の建築現場で記したとみられる工事日誌簿⁵⁵によると、移庁式の準備の様子や、当日午前 10 時の花火の合図で式典が始まったことなどが読み取れる。



【図 1】移庁式当日朝の記事
(北海タイムス 大正 15 年 9 月 10 日付)

2. 1. 2 パネル作成のプロセスと意図

本パネルでは、旧札幌控訴院に関わる出来事のうち、移転問題が議論された明治 20 年代末頃から約 50 年間のトピックを略年表にした。主に札幌控訴院の建物が完成するまでの流れが中心である。パネルにおいて略年表の占める割合がわずかなのは、単に紙面の都合というのもあるが、現在に至るまでの旧札幌控訴院の一連の動きを知ることによって今回は重点を置いていないためである。また、札幌控訴院完成に至るまでの経緯が、年代順に簡単に遡れば本展示においては十分であると考えた。それよりも、パネル上で“旧札幌控訴院(札幌市資料館)を知ろう”と表現したように、旧札幌控訴院をとりまく様々な側面(本節以降のトピック)にスポットを当てることで読み手に大まかな知識を得てもらうことが本パネルの目的なのである。

⁵² 山田幸一著『北海道の裁判所史 第 1 巻 司法省時代の札幌の裁判所と札幌高等裁判所の歴史』平成 12(2000)年 3 月 6 日

⁵³ 大蔵省印刷局『官報 第 2603 号 大正 10(1921)年 4 月 8 日』国立国会図書館デジタルコレクション

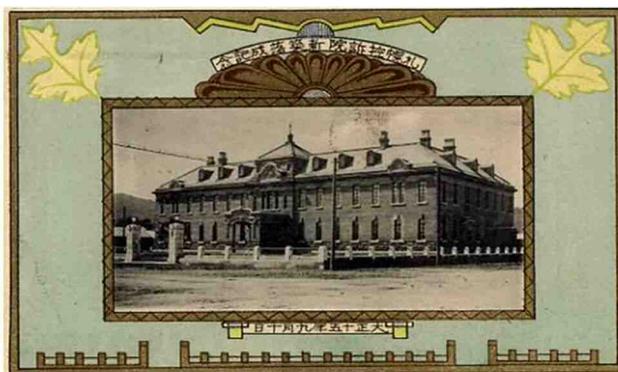
⁵⁴ 特定重要公文書『大正 10 年区会議事録』(2013-1004)

⁵⁵ 特定重要公文書『旧札幌控訴院工事関係資料』札幌控訴院建築場工場日誌簿 大正 15 年度(2017-0709)

2. 2 建物外観のようす

2. 2. 1 解説

次に、建物外観のようすとして、大正 15 年新築当時の外観を写した【図 2】⁵⁶の絵葉書を用いて、現在の外観と比べたい。その姿は一見ほとんど変わらないように見えるが、建物正面の玄関ポーチ上部に掲げられていた菊の御紋は現在取り外されている。菊の御紋とは、菊の花を図案化した家紋で天皇及び皇室を表す紋章であるが、元々控訴院とは大日本帝国憲法下の司法制度のもと設置された裁判所であるため、当時はこの紋章が建物の威厳や国家の権威を示すひとつの要素であった。その他建物外観の意匠等については、第 3 章での解説に預けたい。



【図 2】完成して間もない札幌控訴院(絵はがき「(全景)札幌控訴院新築落成記念 大正十五年九月十日」)

2. 2. 2 パネル作成のプロセスと意図

本パネルでは、【図 2】の公文書館所蔵の絵葉書と、絵葉書とはアングルが異なるが現在の外観写真を隣同士に並べた。新築当時のモノクロ画像と現在のカラー画像を並べることで、その色彩のコントラストが印象的にうつり、建物自体の美しさも際立つよう工夫したが、何より建物外観がほとんど変わっていないことはこれにより一目でわかるだろう。ただ現在の外観写真については、建物全体を撮影したような、パネルに使用した写真よりもさらに引いて撮影したものの方が効果的だったかも知れない。

2. 3 控訴院とはどういった機関か

2. 3. 1 解説

そもそも控訴院とはどういった機関だったのか。前節で述べたように、控訴院とは大日本帝国憲法下の司法制度のもとで設置された裁判所であり、現在の高等裁判所にあたる⁵⁷。当時は上位から大審院、控訴院、地方裁判所、区裁判所と 4 階級に分かれており、地方裁判所と区裁判所にはそれぞれ支部が設けられていた⁵⁸。

控訴院はかつて、北から札幌、宮城、東京、名古屋、大阪、高松、広島、長崎の全国 8 カ所に設置されていた⁵⁹が、建物が現存しているのは札幌と名古屋の 2 カ所のみとなっている。旧名古屋控訴院は当時、地方裁判所と区裁判所の機能も兼ね備えており、その庁舎は昭和 59 (1984) 年に国の重

⁵⁶ 札幌市公文書館資料登録番号：絵はがき 1086

⁵⁷ 最高裁判所事務総局経理局『裁判所建築百年の歩み-宮繕技法特集号-』

⁵⁸ 前掲注

⁵⁹ 前掲注

要文化財に指定され、現在は名古屋市市政資料館として保存、公開されている⁶⁰。

2. 3. 2 パネル作成のプロセスと意図

本パネルでは、当時の司法制度における裁判所の名称を、階級ごと模式図で表した。この図は『裁判所建築百年の歩み-営繕技法特集号-』（最高裁判所事務総局経理局）に掲載の図を参照したものが、端的に分かりやすく示せたと思う。

2. 4 指定等

2. 4. 1 解説

旧札幌控訴院は、貴重な文化財であるとして平成9(1997)年に国の登録有形文化財に北海道で初めて選定された⁶¹。建物正面の玄関左側には、登録有形文化財の証であるプレートが掲げられている【図3】。登録有形文化財とは、平成8(1996)年に誕生した文化財登録制度によるものである。登録有形文化財建造物は、50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されている。既に全国で1万件を超える建造物が登録されており、こ



【図3】登録有形文化財プレート

の制度の大きな特徴は、建造物の様々な活用を行いやすいことにある。つまり、これまで通りに利用することはもちろん、事業資産や観光資源にすることもできるのである。ただし外観が大きく変更される場合や移築する場合には現状変更の届出が必要となるが、登録することで規制に強く縛られることはない。元の建造物を保存しながら、公開のみにとどまらない幅広い活用が行われ、地域に還元することができるのがこの制度の大きな利点である。登録有形文化財建造物として旧札幌控訴院は現在、札幌市資料館という公共の文化芸術施設として機能している。建物の外観にはほとんど手が加えられていないが、館内は当時の法廷が再現された展示室となっている他、おおば比呂司記念室、ギャラリー、SIAF(札幌国際芸術祭)ラウンジ等として活用されている。

また平成30(2018)年3月8日には、国の重要文化財指定を目指し、札幌市の有形文化財に指定された⁶²。前述したようにかつて控訴院は全国8カ所に設置されていたが現存するのは札幌と名古屋の2カ所のみとなり、軟石造りの構造とともにその歴史的価値が高いと判断され、今回の指定に至った。今後国の重要文化財になれば、札幌市所有の建築物では4件目になる。

その他、平成19(2007)年には札幌景観資産にも認定されている。札幌市は、デザインや様式が特徴的な建造物、市民や観光客から親しまれている建造物、樹木などの歴史的な景観資源を大切に継承し、個性豊かな景観が形成されるよう、該当する建造物等を「札幌市都市景観条例」に基づく札幌景観資産(旧都市景観重要建築物等⁶³)に指定している⁶⁴。

⁶⁰ 名古屋市『重要文化財旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎保存修理工事報告書 本文』

⁶¹ 登録名は、現在の建物名称である「札幌市資料館」である。

⁶² 平成30年3月8日北海道新聞記事

⁶³ 平成20(2008)年4月1日より、都市景観重要建築物等は、札幌景観資産と名称を変更した。

⁶⁴ 札幌市ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/jyukuken/jyukuken.html>

このように旧札幌控訴院は、市内中心部のランドマーク的存在であり、且つ建築様式や歴史的背景において大変貴重で後世に残していくべきものであると、札幌を代表する建造物として多方面で認められていることがわかるだろう。

2. 4. 2 パネル作成のプロセスと意図

本パネルでは、【図 3】の写真と、建物東側に設置されている札幌景観資産の石柱碑の写真に掲載し、指定・認定を受けていることを紹介した。こうした客観的で公的な制度を挙げることで、旧札幌控訴院は札幌市にとって貴重な歴史的建造物であるということが読み手により伝わるだろうと考えた。文化財等は、指定・未指定でその価値に優劣がつく訳ではないが、特に後世に残していくべきもの、保存していくべきものが各種制度のもと選定されているため、一般的に文化財の価値を認識するには最も分かりやすい“ものさし”であろうと考え、“指定等”というトピックを設け解説した。

2. 5 展示における今後の課題

ここまで、本パネルで挙げた旧札幌控訴院にまつわる各トピックについて、パネル化した際のプロセスやその意図とともに解説してきた。本節では、パネル作成を通じて考えられる今後の課題を示したい。

前述したように、本パネルは展示前半でふれた3つのテーマを盛り込んだ構成としているが、その関連性を本パネル上で視覚的により分かりやすく表現できればよかった。特に、第1部第2章と第3章に関連がある「機能の変化」についてはより強調すべきで、全国の歴史的建造物の類似の事例をあげて比較できればさらに内容が充実しただろう。また、近年の動向として、平成29(2017)年10月に策定された「札幌市資料館保存活用基本計画」について簡単に記述したが、今後本パネルを別の展示で活用する機会があれば、平成30(2018)年7月に新たに策定された「札幌市資料館保全等整備計画」について計画の詳細にふれながら、近年の旧札幌控訴院を取り巻く状況をまとめていきたい。

3. 特定重要公文書『旧札幌控訴院工事関係資料』の建築図面について

ここまで第1章では、なぜ本展示において旧札幌控訴院を取り上げるのか、その理由を3点挙げ、第2章では所蔵資料からわかる控訴院移転と新庁舎落成について、建物外観のようす、控訴院とはどういった機関であるか、各種制度による指定・認定について解説してきた。

第3章では、旧札幌控訴院に関する資料として当館で所蔵している特定重要公文書「旧札幌控訴院工事関係資料」について、そのうち建築図面の再整理作業について解説していく。つまり、資料研究による現時点での成果報告である。当該建築図面が特定重要公文書として登録されるまでの経緯、建築図面の材質と資料保存の観点から日頃注意していること、実際の再整理作業の内容、その再整理作業を通して考えられる仮説について、さらに本章第2節以降は建築図面から読み取れることとして、建物外観と建物内部の意匠や現存しない付属舎についてふれていく。

3. 1 建築図面の再整理作業について

本パネルは2枚構成であり、本節の1～4項までの内容をまとめたものである。本パネルのテーマ及びタイトルは、“特定重要公文書「旧札幌控訴院工事関係資料」 建築図面の整理について”である。

本節各項のテーマは、当該建築図面が特定重要公文書に登録されるまでの経緯、今回扱った建築図面の種類と資料保存の観点から注意していること、建築図面の再整理作業とは、再整理作業を通じて得られた仮説、である。各項ごと、本パネルを作成した際のプロセスや筆者の意図とともに解説していく。

3. 1. 1 特定重要公文書に登録されるまでの経緯

3. 1. 1. (1) 解説

ここではまず、当該建築図面が特定重要公文書として登録されるまでの経緯を説明していく。

かつて札幌市資料館⁶⁵にあった札幌市文化資料室⁶⁶が、旧豊水小学校校舎に移転してから8年後の平成25(2013)年7月、文化資料室は札幌市公文書館として開館した。開館の翌年に控えていた札幌国際芸術祭のイベントに向けて、当時の専門員は旧札幌控訴院に関わる公文書館所蔵の未整理資料群を調査・整理することとなった。その作業過程において、当時の専門員が書庫で大量の未整理図面群の存在を確認した。このうち多くの図面が、大正時代の札幌控訴院新築に関わる建築図面であると判明した。その後、それら図面群の整理が進められるが、これが最初の整理作業となる。

建築図面の総数は351点にのぼり、さらに当時の工事日誌簿等を含む70点の簿冊群⁶⁷を合わせ、特定重要公文書『旧札幌控訴院工事関係資料』として当館で保存している⁶⁸。

3. 1. 1. (2) パネル作成のプロセスと意図

本パネルでは、「特定重要公文書に登録されるまでの経緯 公文書館の未整理資料から、大量の控訴院建築図面を発見⁶⁹！」と題し、前述した経緯を冒頭で紹介した。星形の図形を文章の後ろに効果的に用い、鮮やかな色味で目立たせることで、この出来事が全ての発端であることを表現した。

3. 1. 2 今回扱った図面の種類と、資料保存の観点から注意していること

3. 1. 2. (1) 解説

⁶⁵ 裁判所機能の移転に伴い、昭和48(1973)年11月3日より旧札幌控訴院は“札幌市資料館”として開館している。

⁶⁶ 昭和51(1976)年11月3日に市教育委員会に設置された組織で、札幌市公文書館の前身である。

⁶⁷ これらの簿冊群は、裁判所から市に移管され、公文書館前身の文化資料室所蔵となつてからは図書資料として扱われていた。

⁶⁸ 資料の総数は421点にのぼるが、これらを1件として登録している。

⁶⁹ パネル上ではあえて“発見”という言葉を用い、この出来事を印象付けるねらいがあるが、実際は“忘れられていた建築図面群の存在の再確認と、図面の価値の再認識”という意味あいである。

今回扱った建築図面には原図とみられるものは数少なく、そのほとんどがいわば複写資料である。複写とはつまり、原図と呼ばれるおおもの資料から、何らかの技術によって原図の情報を写し取ったものである。複写の技術は時代とともに進化し、それに伴って複写資料も多様化してきた。今回扱った建築図面には主に、マイラー、青図、青焼き、和紙、トレーシングペーパー、といったものが含まれていた。ここでは特に、マイラーと青図と呼ばれる建築図面について解説する。

まず始めに、マイラーとはポリエステル等の樹脂でできた半透明のシートのことである。熱による伸縮が小さく、紙よりも耐久性が高いため、貴重な原図の印刷等に用いられる。そのため、保管を目的としてマイラーに印刷された図面は、原図に対して「第二原図」とも呼ばれる。尚、今回用いるマイラーと言う名称は、その素材自体ではなく図面のひとつの種類を指すこととする。

日本において複写技術は、明治から大正時代にかけてこんにゃく版、ガリ刷り、そして青図等が発明されてきた。そもそも写真技術が発明されたのは 1839 年とされており、青図はそれから 3 年後の 1842 年にイギリスで発明された。青図とは、シアノタイプ⁷⁰とも呼ばれ、文字・線が白く、画面全体が青いのが特徴である。光に反応する鉄の化合物を紙や布に塗布し、乾燥後ネガを密着させ太陽光で焼き付けて水で現像する、比較的簡単に複写できる方法である。これは写真の黎明期から続く方法であるため、シアノ(サイアノ)タイプ技法は写真技術における古典技法の 1 つとされている。今回扱った建築図面の多くが青図である。また、支持体の材質はおそらく和紙と見られるが、和紙の種類までは特定できていない。ちなみに、シアノタイプ技法は現在使用されていない方法であり、日本ではおおよそ明治時代中期から戦前まで用いられていた。

一方で、青図とよく混同されてしまうのが青焼きで、ジアゾタイプと呼ばれるものである。得られる画像は線や文字が青く画面は白いため、青図の画像とは逆である。日本では昭和 26 年に初期のジアゾ複写機が開発され、法務省が戸籍謄本や抄本類のジアゾ複写機の使用を認定したこともあって、昭和 30 年代には普及していった。現在、文書の複写は電子コピーにとって代わりその使用は減りつつも、まだ利用の続いている方法ではある。青図と青焼きの違いについて、実はその区分はきちんと定まっていなかったのが実情である。青焼き、という呼び名がシアノタイプとジアゾタイプのいずれにも使用されることもある。

全国の公文書館を含め、資料を保管している様々な施設において、青図または青焼き図面といった複写資料と呼ばれる資料は非常に多い。このような近現代に作成された資料も、記録遺産として後世に残していかなければならない。札幌市公文書館では、これら複写資料を良好に保存していくため、その保存環境に留意している。青図または青焼き図面はどちらも感光紙であるため、光によって退色しやすく、青焼き図面は青図以上に画像の保存性に乏しい性質がある。現在の所、退色してしまった青焼きの復元技術は開発されていない。札幌市公文書館の保存対策としては、保存場所である書庫の温湿度管理、閲覧時以外は外光を遮断する専用のキャビネットに収納することとし、永く良好な状態で残せるよう努めている。

3. 1. 2. (2) パネル作成のプロセスと意図

本パネルでは前述した内容をまとめる際に、“青焼き” “青図” という単語と、パネルに使用した写真の色味から、紙面では青色を使うことでこのトピックの統一感やまとまりを持たせるよう工夫した。また、言葉のみの説明では図面の材質や質感が伝わりにくいため、画像を多く載せている。

⁷⁰ サイアノタイプともいう。

3. 1. 3 建築図面の再整理作業とは

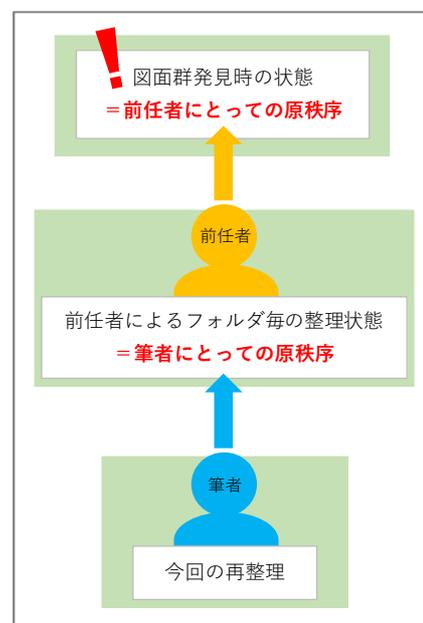
ここまで、当該建築図面が特定重要公文書として登録されるに至るまでの経緯、さらに建築図面の種類とそれを踏まえた保存上の留意点について述べてきた。このような、資料のバックボーンや性格を、整理作業に入る前に担当者がよく理解しておくことは、資料研究の第一段階として重要なことである。本項では実際の再整理作業の中身について順を追って解説していきたいと思う。

3. 1. 3. (1) 再整理作業とは

では、そもそも筆者が言う“再整理”作業とはどのようなものなのか。前述したように、未整理資料群の中に旧札幌控訴院新築に関わる建築図面群の存在が確認され、当時の担当者によって図面類の目録が作成された。整理の状態としては、1つのクリアファイルに対して数点から数十点がまとめて収納され、それが約30ファイル分あった。しかし、収納用のクリアファイルには番号が振られていたものの、建築図面1点ずつに個別の番号は振られていなかった。つまり、このままでは該当の図面を取り出しにくく、さらには正確に元の場所へ戻しにくい、という状態であった。また、特定重要公文書「旧札幌控訴院工事関係資料」として登録は済んでいたが、関係する簿冊群と膨大な量の図面類をまとめて1件として登録しているため、その中からある特定の資料を取り出すには、それぞれに番号が振られていなければならない。これが今回の再整理作業の目的のひとつである。

3. 1. 3. (2) 原秩序尊重の原則

さらに、資料整理という行為、つまり資料に対して順番に番号を振るといった行為には、その順番にある程度の秩序やまとめ、その理由が必要である。そのため、まずは前任者の整理状態にはどういった意味があったのか、既存の目録を改めて検討する必要がある。その上で新たな目録を作成しなければならない。資料整理においては、少なくとも3つの原則がある。それは、出所原則、原秩序尊重の原則、原形保存の原則である⁷¹。特に今回の再整理作業においては、原秩序尊重の原則が重要になると考える。原秩序尊重の原則とは、保存形態の現状をむやみに変えない、ということである。つまり【図4】に示したように、最初に整理に着手した前任者にとっての原秩序とは、図面群の存在を再確認した時の状態とも考えられ、それがファイル毎の整理という形で反映されたと考えられる。さらに筆者にとっての原秩序とは、前任者によるフォルダごとの整理状態を指すこととなる。そのファイルごとの整理状態にはある程度のまとまりを認めることができたため、建築図面群の全体の構造を理解する上で大きな助けとなった。よって今回の再整理作業では、時間の制約もあったため、ファイル内のまとまり



【図4】それぞれの“原秩序”

⁷¹ 大阪大学出版会『アーカイブ事典』

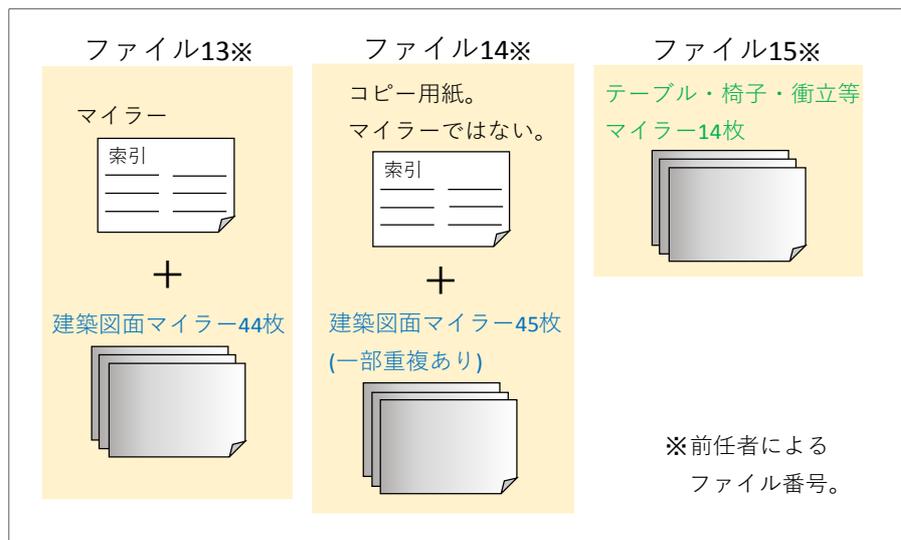
は基本的に尊重し、整理はファイル単位で行うこととした。

3. 1. 3. (3) 建築図面の種類

ここで、今回扱った建築図面の種類について説明しておく。351点にのぼる膨大な数の図面群を大きく種類で分けると、マイラー、青図、その他資料になる。その他資料に含まれるのは、青焼き、和紙、トレーシングペーパー等である。つまり図面の種類で分けた時、その大部分を占めているのが、マイラーと青図である。

3. 1. 3. (4) 既存の目録の検討

ここまでを踏まえ、既存の目録を改めて検討する作業を行った。マイラーは、索引と、その索引にほぼ対応する建築図面群が2ファイルあり、それらに描かれている内容はほぼ同一であるとみられる⁷²。さらに、椅子やテーブル、帽子掛け、衝立等の図面が1ファイルある。これらマイラーの概要は【図5】に示した。つまり、マイラーは全部で3ファイルあり、その数量はこの3ファイル分だけで105点と多い。これにより、3ファイルのマイラーを目録の冒頭に置くこととした。それに続くのは、最も数量が多い青図である。この後には、【図6】に示したように旧高等裁判所改修工事、札幌市資料館改修工事関係等が続く。今回作成した目録の構造については、今後も検討を重ねていく必要があるだろう。



【図5】マイラー 3ファイルの概要

再整理前の状況	今回の再整理
ファイル1 ファイル2 ファイル3 ファイル4 ファイル5 ファイル6 ファイル7 ファイル8 ファイル9 ファイル10 ファイル11-1 ファイル11-2 ファイル11-3	ファイル1 旧札幌控訴院マイラー ファイル2 旧札幌控訴院マイラー ファイル3 旧札幌控訴院器具類 マイラー
旧札幌控訴院新築工事関係 主に青図	ファイル4 ファイル5 ファイル6 ファイル7 ファイル8 ファイル9 ファイル10 ファイル11 ファイル12 ファイル13 ファイル14 ファイル15 ファイル16
旧宮城控訴院 青図	旧札幌控訴院新築工事関係 主に青図
ファイル13 旧札幌控訴院 マイラー ファイル14 旧札幌控訴院 マイラー ファイル15 旧札幌控訴院器具類 マイラー	ファイル17 ファイル18 ファイル19 ファイル20 ファイル21 ファイル22 ファイル23 ファイル24 ファイル25
旧高等裁判所改修工事、 札幌市資料館改修工事関係 青焼き、トレーシングペーパー等	旧高等裁判所改修工事、 札幌市資料館改修工事関係 青焼き、トレーシングペーパー等
旧控訴院に直接の関連なし 大通電話局、札幌市現況図等	旧控訴院に直接の関連なし 大通電話局、札幌市現況図等
図書として登録していたが 特定重要公文書として登録替えしたもの	ファイル27 図書として登録していたが 特定重要公文書として登録替えしたもの ファイル28 ファイル29 ファイル30 ファイル31 ファイル32
旧控訴院に直接の関連なし 大通電話局、札幌市現況図等	旧札幌控訴院時代 資料形態・保存的観点から 文書箱より別置 ファイル33 旧宮城控訴院 青図

【図6】前任者による目録と今回の再整理による目録(それぞれ簡略化したもの)

⁷² 【図5】に示したが、再整理前の状況でいうファイル13とファイル14、及び再整理後のファイル1、2にあたる。

最後に、今回扱った建築図面群の中に、なぜか宮城控訴院の建築図面が7点含まれていた。これについては次項でふれたいと思う。

3. 1. 3. (5) 資料の装備

こうして、今回作成した目録に則って、建築図面本体に番号シールを貼るなどして資料に必要な装備を整えた。これにより、今回の再整理作業の目的のひとつである、適切に出納できる状態となった。我々が行う資料の整理作業とは、現秩序尊重の原則に則って進められ、その秩序には理由がある。つまりそれにより作成された目録、つまり資料リストは単なる一覧表ではない。そのことをここで改めて伝えておきたい。

3. 1. 3. (6) パネル作成のプロセスと意図

ここまで“資料の整理”という表現を多用してきたが、一般的にはおそらく具体的にどういった作業なのかイメージしづらいのではないと思われる。また、理由は本項で前述した通りだが、当時図面の存在が再確認され、特定重要公文書として登録されたのち一度整理作業が行われたのに、なぜ今回改めて“再整理”が必要になったのか、疑問を持つのではないだろうか。それらは本節における重要な疑問であり、私達専門員の業務の意義でもあると考える。そこで、それらの疑問はQ & Aの形式で明示し、今回の再整理が必要になった理由については重要なポイントとして強調した。この問い(Q)に対する答え(A)が、本パネル2枚目へと通じる。さらに、この後続く2枚目のパネルでは、実際どのような作業を行い、その結果目録がどう変わったのかを解説していく流れになるのだが、そもそも再整理を行う前の目録がどのような中身であったかを1枚目のパネルの最後でまとめている。建築図面は351点以上あり、図面全ての状態を限られた紙面上で具体的に解説することは不可能だが、再整理前の目録を、次の話題へスムーズに移行するための導入部とすることで、読み手が目録の全体像をイメージし易くなるようにした。

3. 1. 4 再整理作業を通して得られた仮説

3. 1. 4. (1) 解説

ここまで、筆者が行った再整理作業を通して、2つの仮説がうまれた。

まず1つめの仮説は、今回扱った旧札幌控訴院建築図面の中で、ある程度まとまりがあり数量も多かったマイラーと、青図、そして原図は不明であるものの複製資料として以前から所蔵していた大型図書資料「札幌控訴院庁舎新営工事設計図」【図7】との相関関係である。この図書資料は、今回扱った建築図面が発見されるまでは公文書館における唯一の旧札幌控訴院建築図面資料であった。また、マイラーは全部で3ファイルあるが、ここで考えたいのは椅子やテーブル、衝立等といった家具・器具類のマイラーを除いた、建築図面のマイラー2ファイルについてである。今回筆者が考えた仮説を【図



【図7】大型図書資料

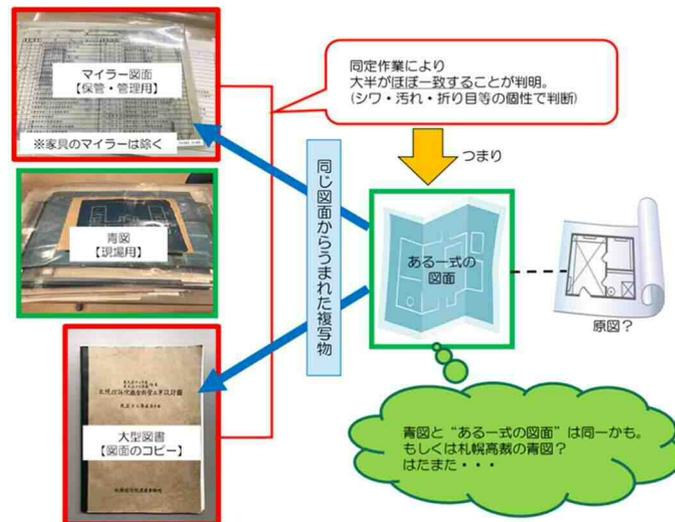
8】に表した。左側に並ぶ写真は上から、マイラー、青図、前述した大型図書資料である。用途で区別すると、マイラーは管理・保管用、青図は現場用であったと考えられる。また、大型図書資料は複写資料を製本したものである。

まず、マイラーの内容と大型図書資料の内容を見比べた際、描かれているものがほとんど同一なのではないかという印象を受けた。幸いマイラーは半透明の素材であるため、大型図書資料の1ページずつに、同一と思われるマイラーを重ね合わせ、同定を試みた。すると、

マイラーと大型図書資料の内容の多くがほぼ一致することが判明した。描かれている内容は同一とみられるが、それぞれの親ともいえる原本が同一であると判断できた基準だが、それぞれに写り込んでいるシワ、汚れ、折り目等を唯一の個性とし、それらが完全に一致するかどうかを重視した。この同定作業において一致しないものもあったが、一致と判断できたものについてはある仮説が立った。つまりマイラーと大型図書資料は、その大半が“ある一式の図面”をもとにした複写物だと考えられるのである。さらに、この“ある一式の図面”とは、今回扱った青図に含まれている可能性もある。札幌高等裁判所でも旧札幌控訴院建築図面の青図を所蔵しているため、それである可能性もある。

また、そもそも青図ではなく原図からの複写であるとも考えられる。当時の原図は、和紙のような薄い紙に描かれたのではないだろうか。マイラーや大型図書資料の画像を観察すると、そこに写りこむシワは青図の紙の厚さでは生じない、和紙のようなより薄い紙によるものではないかと考えられるものもある。このようにマイラーと大型図書資料との関係性から、資料が物理的にどのように発生したのか、様々な推測ができる。

次に、2つめの仮説として、今回扱った建築図面群の中に宮城控訴院の青図が含まれていた理由を挙げる。前述したように、宮城控訴院のものとみられる青図は全部で7点あり、その内訳は「宮城控訴院及び仙台地方・区裁判所新営設計図平面図」「1 宮城控訴院仙台地方同区裁判所新築庁舎器具設計図長官室用器具詳細図」「2 高等官用器具」「3 会議室用器具詳細図」「5 各室用器具詳細図」「6 各室用器具詳細図」「7 各室用器具詳細図」である。宮城控訴院は、大正7(1918)年7月に着工し、大正14(1925)年3月に竣工する。札幌控訴院は大正15(1926)年8月に竣工するため、一番近い時期に新築されたのが宮城控訴院と言える。ではなぜ、札幌に宮城控訴院の図面が残っているのか。最も自然な考え方として、おそらく直前に完成した宮城控訴院を札幌控訴院新築の際に参考にするため、その図面を取り寄せたのではないだろうか。それについて現在詳細は不明だが、宮城控訴院の図面が紛れていた事実は今後解明したい注目すべき点である。また、宮城控訴院は現存しておらず、仙台高等裁判所によると宮城控訴院の図面も残っていないという。このように、これらの図面は当時の宮城控訴院の姿を伝えるものとして大変貴重な資料と言える。



【図8】今回の再整理により考えられるマイラー、青図、大型図書資料の相関図

3. 1. 4. (2) パネル作成のプロセスと意図

本パネルでは、本項の内容を「資料の理解」と題して、前述の再整理作業と目録編成、さらに資料研究によってうまれた2つの仮説を解説した。1つめの仮説については、建築図面の出自や図面同士の関係性について、相関図【図8】を元に説明した。ここでは当該図面だけでなく、その図面が特定重要公文書に登録される以前から公文書館で所蔵している大型のコピー資料【図6】についてもふれ、その存在が本仮説を理解する上でのポイントと位置付けている。2つめの仮説は、当該建築図面に宮城控訴院の図面が含まれていた理由についてで、それぞれが竣工した年代を元に推測できることを解説した。併せて、宮城控訴院は現存しておらず、仙台高等裁判所に宮城控訴院の当時の建築図面は残っていないとのことで、この図面が歴史的に大変貴重な資料であることも強調した。

3. 1. 5 展示における今後の課題

ここまで、建築図面の再整理作業について解説すると共に、パネル化の際のプロセスと筆者の意図を示してきた。本項では、本展示における今後の課題を示したい。

次節のパネルでは主に、建築図面のうちマイラーと青図を多く用いて建物の意匠等を解説しているため、本パネルでは、和紙やトレーシングペーパーに描かれた図面等を多少紹介できれば、今回扱った図面群の種類や材質の多様性を示せたかも知れない。また、再整理した建築図面がいかに膨大な量であるかを、数字だけでなく、読み手に一目で伝わるように、全図面を一挙に写した写真を載せる等表現の工夫が必要だった。今回は効果的なイラストの使用も試みた。本展示の筆者担当パネルの目的のひとつとして、専門員の業務の一端を知ってもらうことを挙げているため、読み手のイメージの中に私たち“専門員”の姿が浮かぶよう、読み手に特に訴えたい部分には専門員を模した人物イラストを配した。また、宮城控訴院の図面に描かれている内容について、もう少し詳細を解説し、この図面の歴史的な重要性をより強調できるとよかっただろう。

限られた紙面スペースの中に最大限盛り込み、かつ説明不足にならない情報量で端的にまとめたつもりだが、“資料整理”というものの目的やその作業の実態をパネル展示によって読み手にどこまで伝えられたか、この点は今後も展示作成の課題として残したい。

(佐々木 瑠美)

3. 2. 1 図面から見る旧札幌控訴院～外から見てみよう～

3. 2. 1. (1) 調査の内容

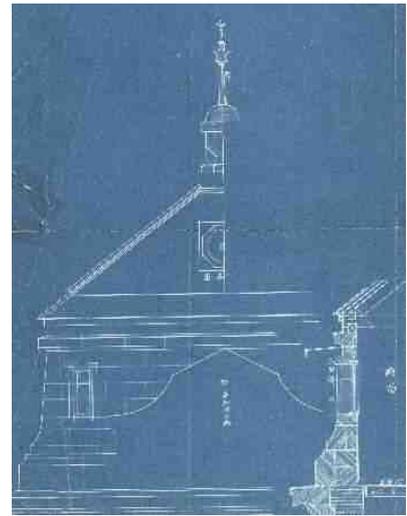
2節1項では「外から見てみよう」として、控訴院の設計図面と写真から外部意匠を紹介した。ここではパネル作成のために調査した内容について、図面と照らし合わせながら述べる。

札幌控訴院は札幌軟石と煉瓦を組み合わせた石造二階建ての建物で、左右対称の造りをしている。正面中央に車寄せのポーチがせり出ている以外は建物全体の凹凸は少ない。全国8カ所(東京・大阪・名古屋・広島・長崎・宮城・札幌(函館から移転)・高松)にそれぞれ設置された控訴院のうち、当時使用された庁舎が現在でも保存されているのは名古屋と札幌のみであるが、大正12(1923)年に竣工した名古屋控訴院はネオ・バロック式の華麗で装飾の多い建築様式を採用した赤煉瓦造りの建

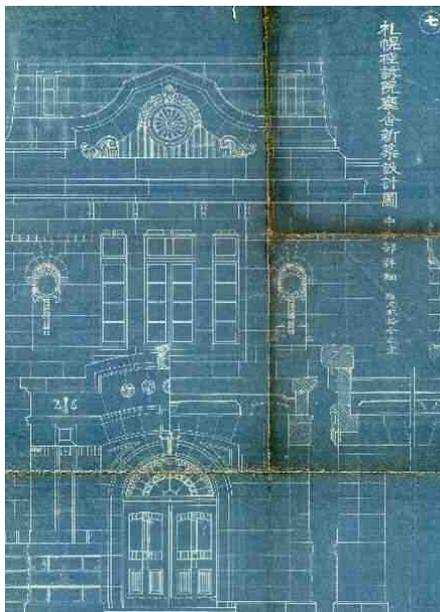
物で、札幌軟石を用いた灰色で装飾の少ないルネサンス式の建物である札幌控訴院とは真逆の造りをしており、同じく大正末期に建てられた裁判所建築でこのような差異が生まれることは興味深い。

中央の屋根は【図-1】のように寄棟造り(四方向に傾斜を持つ屋根)となっている。この部分には最初高塔が設置される予定であったが、第一次世界大戦後の経済恐慌・関東大震災発生による建材の不足・札幌の物価高騰のあおりを受け、経費を削減されたことから中止となっている。

展示パネルでは中央屋根部分のほか、外部意匠の特徴として【図-2】に見られる『目隠しをした女神の首像』、『丸みを帯びた意匠文字』、『天秤と剣の彫刻』、『中央に菊の御紋はめ込んだ軒飾り(破風飾り)』を紹介した。



【図-1】「札幌控訴院庁舎新築設計図 中央部詳細(部分)」



【図-2】「札幌控訴院庁舎新築設計図中央部詳細(部分)」

『目隠しをした女神の首像』の彫刻を施したのは札幌市で石像の彫刻を行っていた山崎石材の石工・山本新蔵氏⁷³で、同じく市内で石工として活動していた若相左近氏は、「札幌控訴院」の意匠文字や天秤と剣の彫刻も山本氏の仕事ではないかと述べている⁷⁴。山本氏は札幌控訴院から渡された原図を見ながら彫刻を施したと話しているが、彫刻の発案者は明らかにされていない。札幌控訴院建設時の院長であった能勢萬氏が昭和19(1944)年に発行した共著「ぼくらの公民教室」の表紙には、目隠しをし、右手に天秤、左手に剣を持った女神が描かれている。このため、女神の首像の彫刻発案との関連が窺えるが、事実是不明である。

3. 2. 1. (2) パネルの構成

札幌控訴院の中央屋根部分に位置する塔や、菊の御紋がはめ込まれた軒先、正面玄関上部に掲げられた丸文字の意匠、目隠しをした女神の首像など、建物の上部に設計されたものはパネル上部に配置し、一方の正面玄関やドアの意匠、車寄せなど建物の下部に設計されたものはパネルの下部に配置した。また、上部・下部どちらの意匠とも見比べやすいよう、設計図面・写真それぞれの全体図はパネルの中央に配置し、どのように資料の配置を行うと視線の妨げにならないか、閲覧者の視点に注意してパネルを構成した。

パネル一面に設計図面や写真を盛り込み、資料を紹介することが出来たが、設計図面のほとんどは青図であり、写真資料もモノクロのものが多いため、画面が単調になってしまった。閲覧者の視

⁷³読売新聞 『現代に残る北海道百年史』 昭和51(1976)年2月1日付

⁷⁴『札幌市控訴院の石材工事に關する聞きとり調査の概要報告(若相左近氏分)』 昭和62(1987)年

線の動きだけでなく、色合いを配慮し、図形を用いて画面にメリハリをつけることで、閲覧者の目を引きつけることのできるパネルを作成できるよう努力したい。

3. 2. 2 図面から見る旧札幌控訴院～カッコウの森にかつてあった建物～

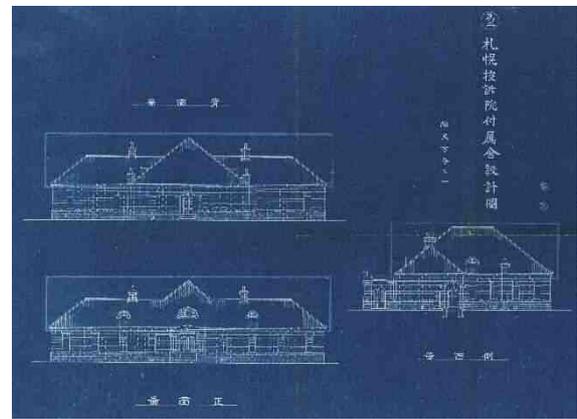
3. 2. 2. (1) 調査の内容

2節2項では「カッコウの森にかつてあった建物」として、現存していない札幌控訴院庁舎裏に接続されていた付属舎を取り上げた。

付属舎の写真はほとんど現存しておらず(取り壊された際の写真すら残されていない)、当館にも控訴院落成当時の絵はがきとして【図-3】⁷⁵の所蔵が1点あるのみであるが、特定重要公文書である【図-4】『旧控訴院工事関係資料』(登録番号 2015-0709)内には設計図面・配置図面が残されており、当時の様子が伺える。



【図-3】「札幌控訴院新築落成記念」



【図-4】「札幌控訴院付属舎設計図」
正面、背面、側面からの付属舎設計図

次頁【図-5】は「札幌控訴院庁舎新営工事設計図(部分)」の配置図である。付属舎は木造平屋建てで、証人鑑定人控室、弁護士控室、弁護士応接室、廷丁(裁判所職員の旧称)詰所、湯沸し室、下足置き場、便所、物置、倉庫で構成されており、3本の渡り廊下で庁舎と結ばれていた。その他、車庫、運転手住宅、木炭・石炭置き場が別置されていた。

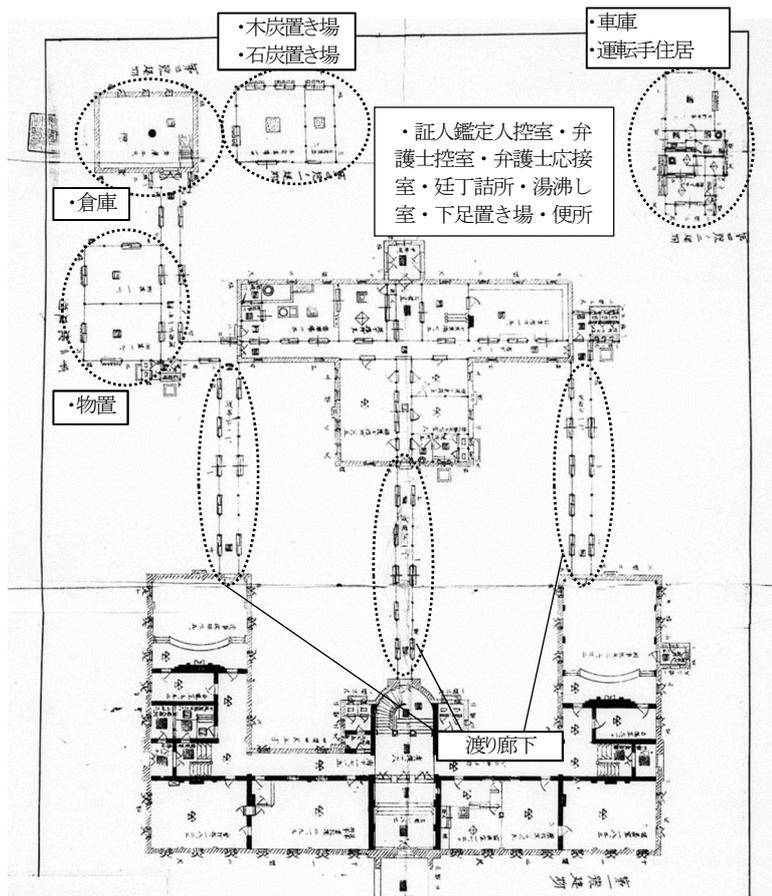
昭和48(1973)年、付属舎は用地交換契約により旧札幌控訴院庁舎が札幌市へと移管された際に取り壊されたが、その裏庭部分には社団法人札幌青年会議所の呼び掛けにより、札幌市内の小学校の「ゆかりの木」が生徒たちの手により植樹されることとなった。

当館所蔵の特定重要公文書である「カッコウの森関係綴」(登録番号 2018-0582)には、札幌青年会議所が主導となり、

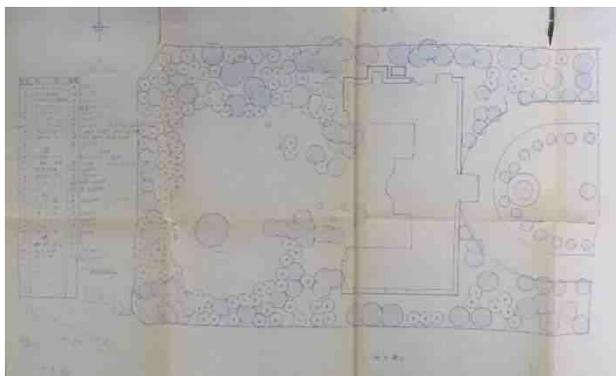
「札幌市の緑化政策を考える時、先づ(注：原文ママ)JC(札幌青年会議所)が率先して緑化に取り組み、緑化推進についての市民の意識高揚のリーダーたることを考えるべきである。そして、その協調者として、緑化がいかに大事であるかを理解してくれる最少年者である小学生、及び学校PTA会に協力を呼びかけるべきである。即ち市内全小学校(134校)の“校木”(メモリアルツリー)の選定とその植樹である。」

⁷⁵ 札幌市公文書館資料登録番号：絵はがき 1087

として、札幌市の緑化事業の推進と児童への自然保護活動の啓蒙を目的として資料館庭園整備事業を進めていった経緯や、昭和51(1976)年に行われた「カッコウの森記念植樹式」の様子が綴られており、【図-6】などの付属舎撤去後の配置図面、植樹予定場所や苗木の名称一覧や植樹予定本数が記された表も添付されている。



【図-5】「札幌控訴院庁舎新営工事設計図（部分）」
付属舎の配置図



【図-6】特定重要公文書『カッコウの森関係綴』植樹予定配置図(左)、各小学校の植樹表(右)

3. 2. 2. (2) パネルの構成

2項のパネルは落成当初と現在の様子を比較してもらうことを念頭において作成した。パネル左部は控訴院落成当時の様子、右部は昭和51(1976)年当時(現在に近い様子)に分けて設計図面や写真を掲載した。画面を大きく左右二つに色分けし、1枚目のパネルよりも画面の構成をすっきりとさせた。図面に対して、資料に関する説明は内容の薄いものとなり、庁舎の保存と付属舎の取り壊しについての経緯が表現できていなかった。資料と説明文の構成比率を課題としたい。

3. 2. 2. (3) 高等裁判所から資料館へ

補足として旧控訴院が資料館として開館するまでの経緯を、もう少し詳しく述べたいと思う。昭和48(1973)年3月、北1条西11丁目に裁判所合同庁舎が完成したことにより、札幌高等・地方・簡易裁判所が移転を行った。高等裁判所と札幌市は国有地と市有地の交換条約を結んでいたため、高等裁判所(旧控訴院)・地方裁判所跡地は市に引き渡された。市はこの跡地に教育文化会館を建設する予定であったが、市民からの施設の修復保存の要望⁷⁶もあり、高等裁判所(旧控訴院)の建物は教育文化会館の附属施設として転用されることになった。しかし保存が決定したのは控訴院の庁舎にあたる部分のみに留まり、附属舎は予定通り同年5月に取り壊しが行われた。時期を同じくして北大通側の地方裁判所の建物も取り壊され、跡地には教育文化会館が建設された。同年11月、控訴院の庁舎部分は札幌市資料館として新たにオープンし、再び市民に親しまれることとなった。オープン当初は札幌オリンピック関連資料や北海道にゆかりのある北方文学関連資料などの展示も行われていた。

最後に旧控訴院と附属舎跡の現在の様子を述べる。平成29(2017)年に資料館・カッコウの森を上空から撮影した写真が、「札幌市資料館保存活用基本計画」⁷⁷に掲載されている。資料館の裏庭部分には木々が生き茂り、当初の目的通り豊かな緑地帯が形成されている。

参考文献

山田幸一 『北海道の裁判所史 第1巻 司法省時代の札幌の裁判所と札幌高等裁判所の歴史』 平成12(2000)年

札幌高等裁判所100年のあゆみ編集委員会 『札幌高等裁判所100年のあゆみ』 昭和57(1982)年

最高裁判所事務総局経理局 『裁判所建築百年の歩み-営繕技報特集号-』 平成2(1990)年

遠藤明久 『旧札幌控訴院庁舎(現・札幌市資料館)の建築遺構-日本建築学会大会学術講演梗概集(東北)-』 昭和57(1982)年

(柏倉 綾)

3. 3. 1 図面から見る旧札幌控訴院 ～中に入ってみよう1階～

3. 3. 1. (1) 図面から見る1階パネル

本パネルでは、旧札幌控訴院の1階内部を「札幌控訴院庁舎平面図 階下之部」を中心に図面からよみとれる発見や興味深さについて紹介した。

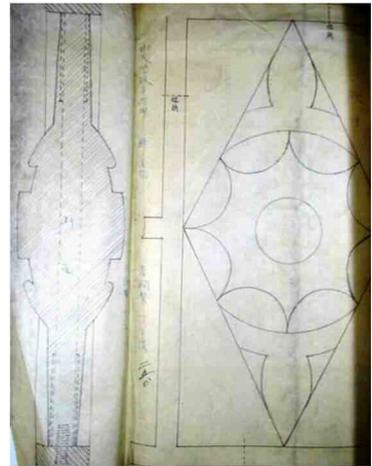
まず中央回り階段を取り上げた。中央回り階段は、玄関を入り正面の階段室にあり半円形の平面を巻き込むように上がる伸びやかな曲線の階段で、20世紀に発生した装飾性を配し、合理性、機能性を可能な限り追及した建築様式である大正期モダニズム⁷⁸を感じる特徴的な意匠であるため紹介した。今回の展示にあたり旧札幌控訴院工事関係資料の調査を進めると、「札幌控訴院建築書類 大正12年度」の中に中央階段手摺用飾り金物(以下「手すり子飾」という。)の図案【図1】が見つかった。またマイラー図面を調査すると「札幌控訴院中央階段詳細図」に【図1】の図案通り

⁷⁶札幌市 『広報さっぽろ』 昭和47(1972)年

⁷⁷札幌市 『札幌市資料館保存活用基本計画』 平成29(2017)年

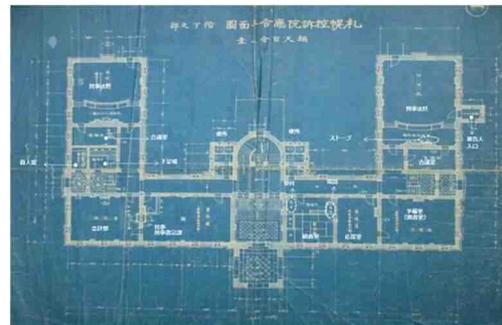
⁷⁸札幌市資料館保存活用検討委員会 2017年10月「札幌市資料館保存活用基本計画」

の手すり子飾の図面を見つけた。しかし図案や図面が、現在の手すり子とは異なっていた。そこでパネルでは異なっている手すり子の資料図案・図面と、現在の写真とを比較して表現した。また異なっている理由について手すり子飾の資料図案には素材が「青銅製」「真鍮製」との記載があり、旧札幌控訴院の左右の階段は金属供出により、手すり子が半分に改修されている⁷⁹ことから、中央回り階段の手すり子飾も金属供出か、または設計変更なのかと仮説をたて提示したが、現在のところ理由については不明であることを展示パネルではコメントした。



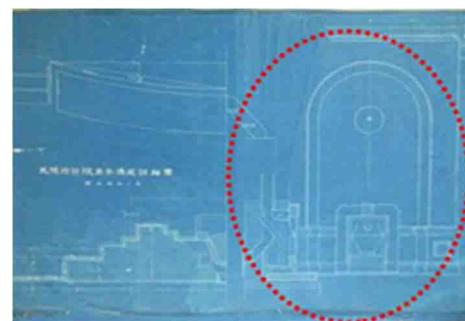
【図1】「中央回り階段手摺用飾り金物」図案

つぎに1階平面図「札幌控訴院庁舎平面図 階下之部」【図2】で当時の各部屋の位置・名称等を詳しく明示した。現在も旧札幌控訴院は現存し一部刑事法廷は復元されているが、当時の民事法廷は現在おおば比呂司記念室であるなど各部屋の名称や用途が異なるのでわかりやすくするためにここで紹介した。また控訴院が左右対称⁸⁰であること、中央回り階段や刑事法廷の位置、刑事法廷と民事法廷の広さの違いを明確にする意図でもあった。



【図2】「札幌控訴院庁舎平面図 階下之部」

最後に旧札幌控訴院の主要部分である刑事法廷を取り上げた。ここでは「札幌控訴院庁舎法廷詳細図」【図3】から法廷にちなんだ判事席背面の特徴的モチーフの「八咫の鏡」、「グreek・キー・パターン (ギリシャ雷紋)」について紹介し、真実を映し出すという意味が込められている八咫の鏡、鏡のまわりの桐の花をイメージした意匠、鏡を囲む模様のグreek・キー・パターン (ギリシャ雷紋) に込められた悪魔よけ、幸福のシンボルともいわれている意味を展示パネルではコメントで示した。また、「札幌控訴院新築庁舎器具設計図」から、証人台を取り上げ、器具にも個々に設計図があることを紹介した。ここでは、設計段階の図面を示し、完成当時の様子を絵葉書で表現するとともに、現在は復元され模擬裁判など、司法教育の場として使用されている刑事法廷の写真を用いて今の様子を紹介した。本展示では民事法廷についても取り上げようと調査したが、新築当時の札幌控訴院内部の写真が見つからず1936(昭和11)年『札幌控訴院行幸記念写真帖』に掲載されていたが、行幸のため書記課中央部、会計部、民検事部を民事法廷に移し執務している様子であったためパネル掲載は見送った。



【図3】札幌控訴院庁舎法廷詳細図

3. 3. 1. (2) 青図とマイラー図面の関係性 —図面からの情報伝達—

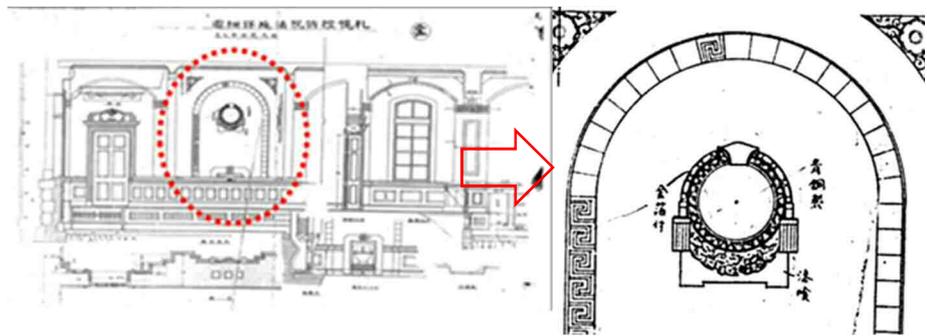
本パネルでは、マイラー図面(第二原図)と青図2種類の図面を紹介した。ここでは本パネルで取り上げた図面から、当館所蔵の有無や2種類の図面の関係についてみてみたい。

⁷⁹ 札幌市資料館保存活用検討委員会 2016年3月「札幌市資料館保存活用基本方針」

⁸⁰ 北海道近代建築研究会編 1998『札幌建築探訪』(北海道新聞社、1998(2001)、29頁)

まず資料図案通りの手すり子飾のマイラー図面「札幌控訴院中央階段詳細図」には青図はない。次に1階の平面図である「札幌控訴院庁舎平面図 階下之部」は青図だが、マイラー図面は、ほぼ同図面であるが一部が欠けている。

そして本パネルで取り上げた法廷詳細図の青図は「札幌控訴院庁舎法廷詳細図」【図3】、法廷詳細図のマイラー図面は「札幌控訴院法廷詳細図」【図4】である。しかし二枚の図面を比べてみると図4は、



【図4】「札幌控訴院法廷詳細図」マイラー図面

図3と異なり、判事席背面の鏡や鏡回り、鏡を囲む意匠も描かれており、鏡回りの意匠の素材「青銅製、金箔付、漆喰」の文字も読み取れる。図4は力点が装飾の図柄などの細部意匠に置かれ、細かい図柄などが絵を描くように書かれている⁸¹。また鏡を囲む模様のグリーク・キー・パターン（ギリシャ雷紋）はすべてが描かれておらず、施工にあたってつくられていく様子がわかるように描かれているようにもみえる。図面を描いた設計者から施工者（作り手）への情報伝達とも考えられる。法廷詳細図の青図とマイラー図面では、名称は類似しているが、内容が異なっている図面である。本パネル展示に「札幌控訴院法廷詳細図」マイラー図面を取り上げることも考えたが、今回は青図を採用して意匠の意味について紹介したため、使用は見送った。最後に、本パネルで取り上げた法廷証人台の青図「札幌控訴院新築庁舎器具設計図」には、同様のマイラー図面がある。

このようにマイラー図面と青図の関係は、双方に同じ図面、片方だけにある図面、双方同図面だが一部欠損している図面、名称は類似しているが内容が異なる図面など、図面全てが双方にあるわけではない。しかしその関係性については、まだ解明されていないことが多い。これについては、今後の課題である。

3. 3. 2 図面から見る旧札幌控訴院 ～中に入ってみよう2階～

3. 3. 2. (1) 図面から見る2階パネル

本パネルは1階内部を紹介したパネル（以下「1階パネル」という。）同様、旧札幌控訴院の2階内部を「札幌控訴院庁舎平面図 階上之部」を中心に図面からよみとれる発見や興味深さについて紹介した。

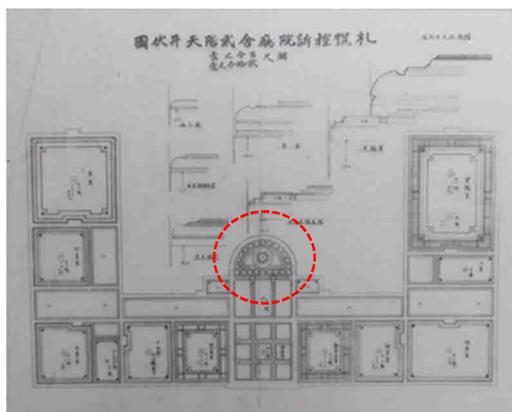
まず青と黄色の地に、赤がアクセントのステンドグラスについて取り上げた。1階パネル同様、旧札幌控訴院工事関係資料から「札幌控訴院建築書類 大正12年度」の中にステンドグラスの図案を見つけた。ステンドグラスの図案は色合いなどが、現在のものとほぼ同じであることが確認できるように、図案と現在の写真を用いて表現した。ステンドグラスは玄関を入り正面の階段室に位置することから、1階パネルでも触れたが、中央回り階段についても写真とコメントで紹介し、特徴的な意匠が多くあつまる階段室を強調する意図からである。展示パネルでは取り上げなかった

⁸¹ 東京大学生産技術研究所 1991 「近代日本における建築設計図面史料の研究」 藤森照信（Ⅱ 曾禰中條建築事務所の建築図面、1頁）

が、階段室の意匠の1つである天井飾り模様の図面が「札幌控訴院庁舎式階天井伏図」【図5】である。この図面から階段室天井の意匠がうかがえる。また階段室が半円形であることも確認できる。しかし本展示ではスペースの関係上採用できなかった。

次に1階平面図同様「札幌控訴院庁舎平面図 階上之部」で当時の各部屋の位置・名称等を詳しく明示した。1階同様に2階も旧札幌控訴院は現存するが、当時の応接室が現在は大通交流ギャラリーであるなど各部屋の名称や用途が異なるのでここで紹介した。また、2階部分も左右対称であること、スタンドグラスや会議室の位置を明確にする意図でもあった。

最後に会議室であるが、「札幌控訴院食堂会議室腰羽目及出入口詳細図」からここでは腰羽目が特徴的な内部意匠である。2階にはほかにも応接室や院長室、検事長室、食堂にも腰羽目があるが、それぞれデザインが異なり、会議室の腰羽目は、凸のようなデザインである。また、「札幌控訴院庁舎会議室暖炉及御真影奉掲所」図面から、現在の裁判所にはない御真影奉掲所を取り上げた。その理由としては、「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」と、大日本帝国憲法に定められていたという⁸²、新築当時の時代背景を示す意図であった。また、図面にある御真影奉掲所の下の暖炉回りも特徴的な意匠の1つである。ここでも1階パネル同様、設計段階の図面を示し、完成当時の様子を絵葉書で表現し、現在は研修室として使用されている写真を用いて今の様子を紹介した。



【図5】「札幌控訴院庁舎式階天井伏図」

3. 3. 2. (2) 資料から見る手すり子飾

ここでは図面を除く約70点の資料から一部を紹介し、今回展示作成のためにスタンドグラス図案や1階パネルの手すり子飾図案を調査した資料についてみてみたい【表1】。

番号3の「札幌控訴院建築書類 大正12年度」からスタンドグラス図案や1階パネルの手すり子飾図案を確認した。その中の「札幌控訴院庁舎新営第三期工事仕様書 No.14 中央階段金物其他ノ部」には「中央飾金物青銅製図面ノ通り仕拵へ嵌込ミ廻り押捻ニテ充分締付ク可シ」と手すり子飾の取り付け方について読み取ることができる。また、番号7「札幌控訴院会計記録 大正13年度」から「札幌控訴院庁舎新営第三期工事費予算調書」に手すり子飾が23組で単価が25円80

番号	簿冊表題
1	札幌控訴院建築書類 大正11年度
2	札幌控訴院建築書類 大正11年度
3	札幌控訴院建築書類 大正12年度
4	札幌控訴院建築書類 大正13年度
5	札幌控訴院会計記録 大正11年度
6	札幌控訴院会計記録 大正12年度
7	札幌控訴院会計記録 大正13年度
8	札幌控訴院会計記録 大正14年度
9	札幌控訴院会計記録 大正15年度
10	札幌控訴院建築場 工事日誌簿 大正10年度
11	札幌控訴院建築場 工事日誌簿 大正11年度
12	札幌控訴院建築場 工事日誌簿 大正12年度
13	札幌控訴院建築場 工事日誌簿 大正13年度
14	札幌控訴院建築場 工事日誌簿 大正14年度
15	札幌控訴院建築場 工事日誌簿 大正15年度

【表1】『旧札幌控訴院工事関係資料』(2015-0709)

⁸² 最高裁判所事務総局経理局 1990『裁判所建築百年の歩み』営繕技報特集号、2頁

銭、合計 593 円 40 銭の予算であったことが見て取れる。

そして番号 4『札幌控訴院建築書類 大正 13 年度』では札幌控訴院庁舎新営第三期工事請負金内訳書から、請負人が畑中組畑中秀治郎で、手すり子飾 23 組を単価 18 円で合計 414 円請求していることも読み取れる。資料からここまでは手すり子飾がつくられたように考えられるが、なぜ現在の手すり子と異なっているのかは不明である。これについては、今後の課題としたい。

中央回り階段の手すり子が、資料図案通りの手すり子飾であったなら、特徴的な意匠が多くあつまる半円形に突き出した階段室は、現在とは異なった空間であったであろう。

3. 3. 3 図面から見る旧札幌控訴院

～図面から見る部屋ごとの建具・器具（オフィス家具）の違い～

3. 3. 3. (1) 展示パネル職階の差による違い

本パネルは建具や意匠、器具（オフィス家具）の図面に注目し、職階の差により建具や意匠、器具がどのように異なるのかを表現した。

ここでは中央階段を 2 階へ上り正面の応接室（検事長室・院長室隣り応接室）、検事長・院長室、検事・判事室、検事局書記課・民事刑事書記課の各部屋について紹介した。

パネルで比べてみると、例えば検事長・院長室のドアは材質が檜材で、上部に木製装飾があり重厚なドアであるが、検事・判事室、検事局書記課・民事刑事書記課のドアの材質は松材で、ドアに木製装飾などはみられない。また卓子（机）では、検事長・院長室は両袖机で脇机もあり、天板の大きさはパネルでは解りにくい 3.5×5.0m で最上青色羅紗張り、検事・判事室は、両袖机で脇机もあり、天板は 3.0×4.5m で上等青色羅紗張り、検事局書記課・民事刑事書記課は、片袖机で脇机はなく、天板は 2.5×3.5 でベニヤ 1 枚板である。そして衝立、帽子掛では、検事長・院長室の衝立には、彫刻や透かしがあり、帽子掛けには象眼細工が施されている。検事・判事室の衝立には彫刻や象眼細工はないが、帽子掛けには彫刻が施されている。しかし検事局書記課・民事刑事書記課では、衝立と帽子掛が兼用で彫刻も象眼細工も施されていない。

このように、図面から建具や意匠、器具を種類ごとに比べることで、大きさや材質、意匠（象眼、彫刻など）が異なること、検事局書記課・民事刑事書記課では衝立と帽子掛けが兼用であるなど、職階による建具や意匠、器具の異なりについて図面を用い視覚的に表現し、職階の差について明示した。応接室については、1 階にもあるが、配置図が図面や仕様書⁸³にないためパネルでは主だったものを紹介した

展示の最後の一文「パネルは、札幌市公文書館所蔵図面によるものです。このほかにも建具・器具があります。図面をご覧ください。」は、パネルは各部屋の一部の建具や意匠、器具を紹介したものであること、また展示資料に興味をもった利用者に、閲覧室で現物資料を利用してもらうのがねらいである。

3. 3. 3. (2) 器具の特徴 ー資料からー

パネル作成にあたり、器具に関する青焼図面は 10 枚。卓子（机）や椅子など 52 種類あり、その

⁸³ 札幌市公文書館所蔵特定重要公文書「札幌控訴院新庁舎備付器具製作仕様書」、「札幌控訴院新庁舎備付器具製作仕様書」甲号、「札幌控訴院新庁舎備付器具製作仕様書」乙号（登録番号 2015-0705）

製作点数は合計 348 点である【表 2】。建具に関する青焼図面は 4 枚、34 種類。腰羽目やドアの一部については、各部屋の詳細図なども調査し、本パネルではマイラー図面で表現した。

【表 2】器具種類一覧

番号	図面名称	点数	番号	図面名称	点数
1	長官用卓子	2	26	応接室用衝立（巾五尺）B	1
2	長官用書棚	2	27	判検事室用衝立	3
3	高等官用卓子	10	28	事件用札掛（長五寸 巾一寸 二百枚掛）	3
4	判任官用卓子	10	29	長官室及び応接室並会議室用帽子掛	4
5	応接室用大卓子	1	30	長官室用札掛（札 長 二百八十枚掛）	2
6	応接室用小卓子	2	31	長官室用法服掛	2
7	会議室及食堂用大卓子	22	32	来客用帽子掛	4
8	会議室及食堂用小卓子	4	33	高等官用帽子掛	1
9	食堂用隅台	2	34	法廷証人台	2
10	合議室用卓子	2	35	法廷傍聴人用腰掛	30
11	長官用脇卓子	2	36	食堂用衝立	2
12	高等官用脇卓子	2	37	書記課記録箱	15
13	法廷弁護士用及新聞記者用卓子	6	38	書記課用重戸棚	4
14	雇員用卓子	10	39	高等官用法服棚	3
15	公衆控所用卓子	1	40	判任官用法服棚	1
16	長官室来客用椅子	10	41	来客用帽子掛	2
17	会議室及応接室用椅子	40	42	書記課用帽子掛兼衝立	6
18	長官用椅子	2	43	食堂用戸棚	1
19	高等官用椅子	10	44	法廷被告人用腰掛	2
20	判任官・合議室・法廷弁護士用椅子	35	45	法廷証人用腰掛	2
21	応接室用大椅子	2	46	法廷証拠品台	3
22	応接室用中椅子	6	47	新聞記者控室用卓子	1
23	食堂用椅子	40	48	法廷被告人用卓子	2
24	法廷用法官椅子	13	なし	図書室用書棚	5
25	長官室及び応接室用丸卓子	3	なし	法廷用控訴記録台	4
26	長官室用衝立（巾四尺）A	2	なし	会議室用卓子	2
26	応接室用衝立（巾五尺）B	1	合計		348

出典：『旧札幌控訴院工事関係資料』（2015-0709）（「一号札幌控訴院新庁舎器具設計図」「二号札幌控訴院新築庁舎器具設計図」「三号札幌控訴院新庁舎器具設計図」「四号札幌控訴院新庁舎器具設計図」「五号札幌控訴院新庁舎器具設計図」「六号札幌控訴院新庁舎器具設計図」「七号札幌控訴院新築庁舎器具設計図」「八号札幌控訴院新庁舎器具設計図」「九号札幌控訴院新庁舎器具設計図」「札幌控訴院庁舎備付器具設計図」）

ここでは、表 2 の器具について考えてみたい。表 2 では、1 長官用卓子、3 高等官用卓子、4 判任官用卓子のように、長官、高等官、判任官とある。これは旧憲法下における官吏等級で、長官は、

検事長・院長。高等官は、検事・判事。判任官は、検事局書記・民事刑事書記などにあたる。

本パネルで使用したのは、応接室は、5, 21, 22, 26B, 29 番。検事長・院長室は、1, 18, 26A, 29, 31 番。検事・判事室は、3, 19, 27, 33, 39 番。検事局書記課・民事検事書記課は、4, 20, 40, 42 番の 19 点である。表 2 から検事長・院長室にはほかにも、2 書棚や 16 来客用椅子、25 丸卓子、30 札掛が置かれていたことや、検事局書記課・民事検事書記課には、37 記録箱や 38 重戸棚が置かれていたことが見て取れる。【図 6】の赤点線部分は【表 2】42 番の書記課用帽子掛兼衝立で、写真は 1936（昭和 11）年の行幸のため、書記課中央部、会計部、民検事部を民事法廷に移し執務している様子である。多くの部屋に現在ではあまり見かけない「帽子掛」が置かれていたのが、当時の器具の特徴といえよう。

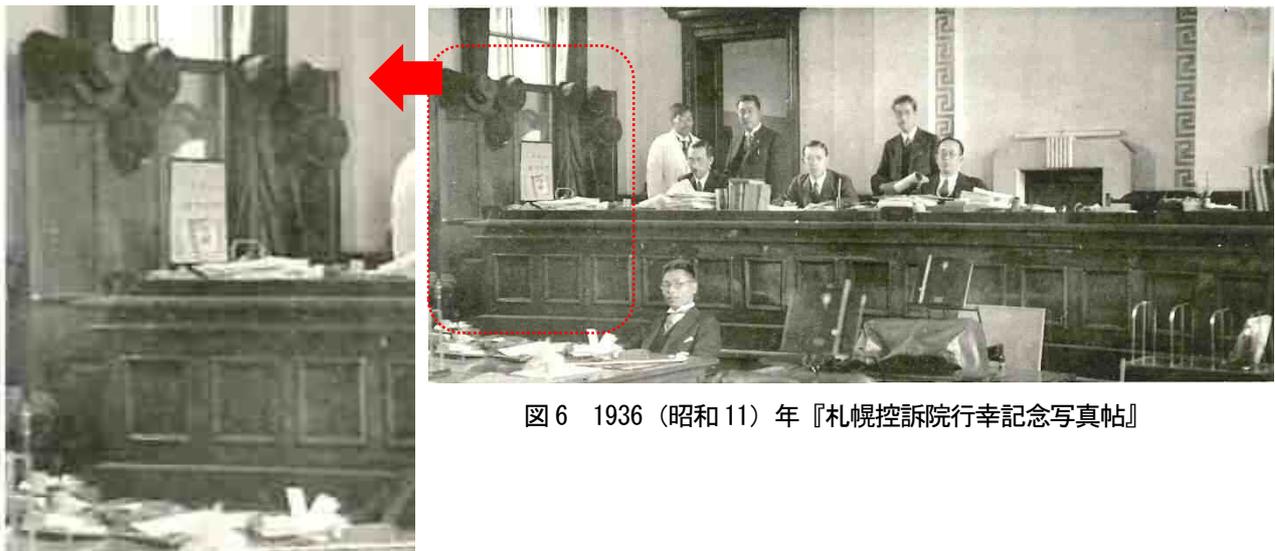


図 6 1936（昭和 11）年『札幌控訴院行幸記念写真帖』

本パネルでは、図面の情報のみでパネルを作成し、視覚的に表現したが、器具についての資料は、図面のほかに「札幌控訴院新庁舎備付器具製作仕様書」に材質や製作方法が詳しく説明されている。例えば、仕様書から卓子（机）について見てみると、検事長・院長の机は、材質は樺材、仕上げは色ラック塗り最上磨き仕上げ、机の引出しに取付ける前板は木目の良いものを用い、引出しの錠前は全てに取付け、引出しの手掛金物及錠前等は見本品以上のものを取り付けること。検事・判事の机は、材質は檜材、仕上げは上等ワニス塗り仕上げで、上塗りは関西ペイント会社製ジャパナイトを使用、引出しの錠前は 3 カ所に取付け、引出しの手掛金物及錠前等は見本品以上のものを取り付けること。検事局書記課・民事刑事書記課では、机の材質は桧材、仕上げは検事・判事の机同様上等ワニス塗り仕上げで、上塗りは関西ペイント会社製ジャパナイトを使用、引出しの錠前は 2 カ所に取付け、引出しの手掛金物及錠前等は 1 等見本品通りのものを取り付けるとある。このように仕様書からは図面からの情報のほか、材質や仕上げ方、引出しの錠前の数や手掛金物・錠前の品質、そのほか製作方法の違いなどにより、職階の差がより一層明らかになる。

本パネルでは、建具や意匠、器具の一部について図面から職階の差について表現したが、仕様書からの情報を加え各部屋の建具や意匠、器具の職階の差の調査については今後の課題としたい。

（蔵満 和泉）

おわりに

本稿では、それぞれの担当者が建物の特徴を把握して展示パネルに表現する過程を述べ、その特

徴を把握する過程での学習・研究活動を通して特に興味を持ったことや疑問を持った事についても表現した。公文書館のような資料を所蔵する機関では、レファレンスによる利用者対応だけではなく、所蔵資料や所蔵資料から発する疑問や問い合わせ事項に関する調査研究が不可欠である。当館では、その成果として展示を作成したり、講演等を行うことを通じて、市民に情報提供する事を重要な事業と考えている。

その一環として、カルチャーナイト 2018 で展示作成した過程を論じた。個々の展示作成者が表現したい建物の特徴を把握する際に、どのような学習や研究をしたか、自分が表現しようと思ったことをよりよく見せるためにどのように工夫したか、を論じた。個々の作成者には、展示のパネルを見る事でそれを彷彿とさせるものもあるが、本稿のように文章化するとまだ言葉として表現し切れていないものもあるようだ。しかし展示に利用した所蔵資料を理解するために学習や研究を行った事をご理解いただけたと思う。札幌市公文書館では、このような研究活動をする事で、レファレンスや展示作成・講演などを充実させている。

当館では、他施設の見学や訪問により資料保存施設としての課題を認識していくとともに、さらに今後も展示作成やレファレンスのための研究活動を通して内部の緊張を高め成長していく事を目指していこうと思っている。

(榎本 洋介)